

## 1 1 沿岸漁業改善資金特別会計（水産課）

### （1）特別会計の概要

沿岸漁業改善資金貸付事業は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、沖縄県内の漁業従事者に対して、漁業技術の近代化・合理化のための経営改善資金や漁業従事者の生活改善資金を無利子で貸し付ける事業である。

#### 【貸付金の種類】

経営等改善資金	<ul style="list-style-type: none"><li>・沿岸漁業の経営もしくは操業状態の改善を図るため、近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式の導入を促進するための資金。</li><li>・漁ろうの安全を図るための施設や漁具の損壊を防止するための施設の資金。</li></ul>
生活改善資金	<ul style="list-style-type: none"><li>・住居の改善や衛生施設の設置等を通じ、家事労働の合理化、生活の合理化を促進するための資金。</li><li>・婦人や高齢者のグループが生き甲斐をもって自主的に行う生産活動を促進するための資金。</li></ul>
青年漁業者等養成確保資金	<ul style="list-style-type: none"><li>・沿岸漁業の担い手を養成・確保するため、青年漁業者や漁業労働に従事する者が漁業経営の基礎形成を助長するための資金。</li><li>・近代的な沿岸漁業の経営方法や技術を習得するための研修に要する経費、経営情報の収集・活用等を行い経営力向上を図るためのパソコン等の購入費、漁業経営を新たに開始する際の漁船の取得費等の資金。</li></ul>

#### 【貸付対象者】

沿岸漁業を営む個人、漁業協同組合など沿岸漁業に従事する者

#### 【貸付利率】

無利息

#### 【担保又は保証人】

貸付金の額	担保又は保証人
100万円未満	連帯保証人1人
100万円以上200万円未満	連帯保証人2人
200万円以上600万円未満	連帯保証人3人
600万円以上	知事が相当と認める担保を提供

【貸付限度額及び償還期間】

経営等改善資金		貸付の内容		貸付限度額		償還期間 (うち据置期間)
○操船作業省力化機器等設置資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自動操舵装置</li> <li>●遠隔操縦装置</li> <li>●<b>サイドスラスター</b></li> <li>●レーダー</li> <li>●自動航跡記録装置</li> <li>●GPS受信機</li> </ul>	1台	100万円	} 500万円	7年以内 (1年以内)	
		//	50万円			
		//	<b>400万円</b>			
		//	180万円			
		//	120万円			
		//	130万円			
○漁ろう作業省力化機器等設置資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●動力式つり機</li> <li>●ラインホーラー等の揚縄機</li> <li>●ネットホーラー等の揚網機</li> <li>●巻取りウインチ</li> <li>●放電式集魚灯</li> <li>●漁業用クレーン</li> <li>●<b>漁獲物等処理装置</b></li> <li>●海水冷却装置</li> <li>●<b>海水殺菌装置</b></li> <li>●漁業用ソナー</li> <li>●カラー魚群探知機</li> <li>●<b>潮流計</b></li> </ul>	1件	500万円	} 500万円	7年以内 (1年以内)	
		1台	120万円			
		//	120万円			
		//	<b>500万円</b>			
		1セット	200万円			
		1台	400万円			
		//	<b>500万円</b>			
		//	180万円			
		//	<b>300万円</b>			
		//	500万円			
		//	150万円			
		//	<b>500万円</b>			
○補機関等駆動機器等設置資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●補機関（動力取出装置付きの推進機関を含む）</li> <li>●油圧装置</li> </ul>	1台	400万円	} 500万円	7年以内 (1年以内)	
		//	<b>500万円</b>			
○燃料油消費節減機器等設置資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●推進機関（漁船用環境高度対応機関）</li> <li>●定速装置</li> <li>●発光ダイオード式集魚灯</li> </ul>	1台	2,400万円	} 2,500万円	7年以内 (1年以内)	
		//	120万円			
		//	1,300万円			
○新養殖技術導入資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●養殖施設</li> <li>●種苗、餌料等</li> </ul>	1件	400万円	400万円	4年以内 (2年以内)	
○資源管理型漁業推進資金	<p>(1)水産資源の管理に関する取決めにに基づき、資源管理措置を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用または設置費用</p> <p>(2)(1)と併せて行う、</p> <p>ア. 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</p> <p>イ. 漁獲物の付加価値向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、畜養施設等又は加工のための施設の設置費用</p>			1,200万円	10年以内 (3年以内)	
○環境対応型養殖業推進資金	<p>ア. 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等</p> <p>イ. 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な金網いけす・自動網いけす洗浄機、附着物駆除用生物培養器等</p> <p>ウ. ア又はイに関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定器、残留検査・肉質検査機器、畜養施設、医薬品、餌料等</p>			2,000万円	10年以内 (3年以内)	

経営等改善資金				
貸付の内容	貸付限度額		償還期間 (うち据置期間)	
○乗組員安全機器等設置資金 ●転落防止用手すり ●安全カバー装置 ●網揚機安全装置	1件 // //	50万円 50万円 40万円	150万円 5年以内 (1年以内)	
○救命消防設備購入資金 ●救命胴衣 ●消火器 ●イーバブ ●小型漁船緊急連絡装置 ●レーダートランスポンダ	1件 // // // //	10万円 10万円 60万円 130万円 65万円		130万円 2年以内 (-) 5年以内 (-)
○漁船転覆防止機器等設置資金 ●漁獲物の横移動防止装置 ●甲板下の魚そう	1件 //	30万円 100万円		
○漁船衝突防止機器等購入等資金 ●レーダー反射器 ●無線電話	1件 //	40万円 40万円	120万円 5年以内 (-)	
○漁具損壊防止機器等購入資金 ●漁具の標識(灯火付きブイ、レーダー反射器付きブイ)	一人 団体会社	70万円 130万円	130万円 5年以内 (-)	
○特認資金 ●都道府県が農林水産大臣と協議して指定するもの	農林水産大臣が別に定める額		5年以内 (1年以内)	

生活改善資金					
貸付の内容	貸付限度額		償還期間 (うち据置期間)		
○生活合理化設備資金 ●し尿浄化装置 ●改良便所 ●自家用給排水施設(動力ポンプを除く) ●太陽熱利用温水装置	1件 // // //	30万円 30万円 10万円 10万円	30万円 30万円 10万円 10万円 3年以内 (-) 2年以内 (-)		
○住居利用方式改善資金 ●居室(居間、寝室、子供室、老人室等) ●炊事施設(炊事場、食事室等) ●衛生施設(浴室、便所、洗面所等) ●家事室等(家事室、更衣室、土間等)	} の家屋内部 の改造	1件 // // //		150万円 150万円 150万円 150万円	
○婦人・高齢者活動資金 ●婦人又は高齢者のグループが行う生産活動に要する漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器、種苗、餌料、加工用原料、資材等		1件		80万円 80万円	80万円 3年以内 (-)

青年漁業者等 養成確保資金			
貸付の内容	貸付限度額		償還期間 (うち据置期間)
○研修教育資金 ●国内研修(旅費、教材費、授業料、視察費等) ●国外研修(旅費、教材費、授業料、視察費等)	1人 //	180万円 100万円	180万円 5年以内 (1年以内)
○高度経営技術習得資金 ●パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ、制御装置等	1人	150万円 150万円	
○漁業経営開始資金 ●漁船、機器、施設、漁具、種苗、餌料等	1人 1団体	2,000万円 2,000万円	2,000万円 10年以内 (3年以内)

【財源】

貸付金の原資については、国庫 2/3、県費 1/3 の割合となっている。

(2) 事業の根拠法・関係例規等

沿岸漁業改善資金助成法

沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則

(3) 事業の目的、特別会計にする目的

【事業の目的】

(1) に記載の通り。

【特別会計にする目的】

本事業は、沿岸漁業改善資金助成法第 13 条により特別会計を設置する必要がある。

【沿岸漁業改善資金助成法第 13 条第 1 項より抜粋】

第 13 条 1 項

都道府県が、第三条第一項及び第二項に規定する事業を行う場合には、当該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わなければならない。

(4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

本事業では、貸付希望者への審査及び貸付実行、及び貸付金の回収業務を行っているが、平成 30 年度以降は新規貸付件数がゼロとなっているため、実施している業務はもっぱら貸付金の回収業務となっている。

なお、一部の貸付金については、民間事業者へ回収業務を委託している。また、償還金の収納業務については、信用漁業組合連合会へ委託している。

また、直近 5 年間における貸付金残高の増減推移、及び貸付財源残高推移は、それぞれ次の通りである。

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
貸付金					
新規貸付額	—	—	—	—	—
償還額	11,797	10,196	11,897	3,434	2,760
不能欠損額	—	35	—	—	—
年度末貸付 残高	59,014	48,783	36,886	33,452	30,692
貸付財源残高	268,357	278,553	290,450	293,884	296,644

(5) 歳入及び歳出決算額の推移 (過去5年間)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入計	552,962	294,752	306,786	311,481	314,896
繰越金	537,643	282,508	293,195	306,397	311,071
預金利子	97	30	16	4	3
貸付金元利収入	11,797	10,196	11,897	3,434	2,759
雑入(違約金)	3,425	2,018	1,678	1,646	1,062
歳出計	270,455	1,557	389	409	499
管理指導事務費	455	1,557	389	409	499
貸付事業費	270,000	—	—	—	—

※ H30の貸付事業費は国への貸付原資返還に係る支出270,000千円  
(国への返還金180,000千円、一般会計への繰出金90,000千円)

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

平成30年度に、資金規模の適正化を図るために、余剰資金について国への返納及び一般会計への繰出を計270,000千円実施した。

(7) 監査の結果及び意見

<事業全体に関する内容>

(意見1) 事業の成果指標が設定されていない

県は、本事業の成果指標を設定していない。『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施するためには、適切な成果指標項目を設定した上で、成果指標項目に関する計画数値の達成度を測定し、計画未達成の場合には原因分析を実施することが必要である。

本事業が、沖縄県内の漁業従事者に対して、漁業技術の近代化・合理化のための経営改善資金等を貸し付けることであることを踏まえると、「新規貸付件数」や「新規貸付金額」を成果指標とすることが考えられる。ただし、本事業の真の目的は、単に漁業従事者に貸付を実施することにあるのではなく、貸付の実施により漁業技術の近代化・合理化のための投資等を行うことで、当該漁業従事者の漁獲量や所得を増加させることにあると考えられることから、貸付実施後の当該漁業従事者の「漁獲増加量」や「漁業所得増加額」を調査・把握し、これらの項目を成果指標とすることが、より適切であると考えられる。

また、既述の通り、近年は新規貸付が無く、もっぱら既存貸付金の回収業務を行っている状況を踏まえると、回収業務における成果指標として、「回収率(=回収額÷未回収元金)」を設定することも考えられる。

(意見2) 適切な事業規模及び事業の必要性について

既述の通り、本事業の新規貸付件数は平成30年度以降ゼロの状況が継続しており、本事業の必要性に疑義を生じさせる状況であると言わざるを得ない。また、新規貸付金がゼロの状況が継続していることに伴い、貸付金財源として本特別会計に保有している2億円以上の預金が、何らの事業にも使用されずに余剰となってしまっており、効率的な財源の活用が実施できていない。

そのため、例えば以下のような手順を経て、本事業の必要性についてゼロベースで検討するとともに、事業の継続が必要であるとの結論となった場合であっても、適切な事業規模を改めて検討し、余剰資金は国への返納及び一般会計への繰出を実施すべきである。

**【事業の必要性検討】**

- ・ 県内の漁業従事者や漁業組合等に対するヒアリング等により、沿岸漁業改善資金貸付金の利用可能性や、改善要望等を把握し、当該貸付金の潜在的な利用可能性を把握する。

**【県が直接融資することの必要性検討】**

- ・ 延滞債権の管理コストや担保評価・連帯保証人の保証力評価に係る困難性等を勘案し、県が直接融資する本事業を継続するか、民間金融機関で融資してもらい、利子や保証料を補助する事業に切り替えるかを検討する。

※ 沿岸漁業改善資金貸付事業は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき各都道府県が実施しているものであるが、事業実施が必須というわけではなく、高知県のように事業を廃止し、金融機関からの融資に際して利子補給、保証料補給を行う事業へ切り替えを行っている県も存在するようである。

**【高知県議会 平成31年3月 商工農林水産委員会 3月12日 議事録より抜粋】**

来年度から新設します融資制度といたしまして、下から5つ目と6つ目の沿岸漁業改善資金利子補給金と同じく沿岸漁業改善資金保証料補給金につきまして御説明を申し上げます。沿岸漁業者に県が直接貸し付けする無利子の資金として昭和54年度から沿岸漁業改善資金を融資してまいりましたが、延滞債権の管理に多くの労力を要することに加えまして、担保の評価や連帯保証人の返済能力の確認に限界があるといった課題がございました。このため、マンパワー確保の視点から事業のスクラップ・アンド・ビルドを進める全庁的な方針に基づきまして、

現状の直貸し制度を廃止しますとともに、漁業者がこれまでと同様に無利子で金融機関から融資が受けられますよう制度を創設し、利子補給、保証料補給を行う  
ものでございます。

(下線は監査人による。)

#### 【適切な事業規模の検討】

- ・ 過去の新規貸付金額、県内の漁業従事者や漁業組合等に対するヒアリングによる資金需要量、県の漁業従事者・漁獲高（農林水産省が公表している漁業センサス等より情報を入手）等に基づき、本事業の適切な資金規模を判定する。
- ・ その結果、貸付準備資金が余剰であると判定された場合には、国への返納及び一般会計への繰出を実施すべきである。

#### （意見3）違約金の調定期期について

元金完済後に違約金のみ延滞している案件が見られるが、借受人と協議により返済が開始された場合のみ違約金が調定されているにすぎず、協議もされず返済もされていない案件は、いずれも調定さえされていない。

債権管理マニュアルでは、下記の通り、「原則、元本が完結となった」場合には、調定するよう規定されている。

（沿岸漁業改善資金債権管理マニュアル一部抜粋）

#### 第3章 その他の事項

#### 2 違約金の徴収

#### （2）違約金の調定期期

元本が完結に至らない限り、違約金は日々変動していく性質のものであるため、調定に係る事務においては、原則、元本が完結となった時点で調定を行うものとする。

ただし、本マニュアル策定時点において元本が完結していて未調定である違約金については、案件毎の具体的な対応方針を決定した時点で調定するものとする。

(下線は監査人による。)

県の担当者からは、「農林水産部として違約金の取扱い方針が定まっていないため、調定を保留している状況です。」、また財政課からは、「元本が完結とならないうちは延滞金が日々変動することから（債権マニュアル 141 頁）、債権の一部履行については元本から充当しているところであるが（財務規則第50条の2）、元本が完結となった場合は、速やかに延滞金の調定を行うべきと考えます。」との回答があった。

このまま未調定のままだと、調定されないリスクや事務の取り扱いの公平性が保たれないリスクが存在するため、少なくとも元金完済時点で違約金の調定を検討されたい。

<個々の貸付金に関する内容>

令和4年度末において貸付金残高が存在する契約（19件、合計残高30,692千円）のうち、貸付金残高が比較的多額なものを8件抽出し、資料閲覧や回収状況の確認を行ったところ発見された事項について、以下に記載する。

なお、上記19件は、貸付実施時期が昭和57年～平成18年のものであり、いずれも当初契約における返済時期を経過しても返済が完了していない「延滞債権」であった。

（指摘1）財産調査を実施していない

沖縄県沿岸漁業改善資金債権管理マニュアル（以下、「債権管理マニュアル」とする。）第1章第3節1.において、「当初の納入期限から1年を経過してもなお履行されない場合は、財産調査に着手しなければならない。財産調査は、特別な事情がない限り、当初の納入期限から1年9ヶ月以内に完了できるように努めることとする。」と規定されており、県は延滞債権に関して、債務者の給与額、預貯金額、保有不動産の状況等の調査を実施する必要がある。また、連帯保証人に対しても、折衝内容に基づき定められた時期に、主債務者と同内容の財産調査を行うことが、債権管理マニュアル第1章第3節3.に規定されている。

しかしながら、サンプルで資料を閲覧した8件全てについて、県が保管している債務者に関する資料ファイル内に、債務者及び連帯保証人に対する財産調査を実施したことがわかる資料、及び債務者及び連帯保証人の収入額・保有財産額がわかる資料が保存されていなかった。この点、県担当者に質問したところ、債権管理マニュアルに従った形で、債務者の詳細な財産調査は実施していないとのことであった。

財産調査を実施しなければ、債務者及び連帯保証人の正確な返済能力が判明せず、適切な回収方針を立案できないため、県は債権管理マニュアルに従い財産調査を実施し、その結果を踏まえて延滞債権の回収方針を決定すべきである。

（指摘2）少額返済者に対する延滞債権の回収方針が、不明確又は不適切

延滞債権の中に、「毎月1万円」等、未回収元金に比して年間返済額が少額にとどまっているものが散見された。このような回収方法を続けたとしても、以下の通り、元金の完済までは長期間に及ぶことになると考えられる。

【年間返済額が少額な貸付金の状況】

貸付年度	A：令和4年度 年間返済額（円）	B：令和4年度末 未回収元金残高 （円）	B÷A 元金完済までの期間 （年）
昭和57年	150,000円	1,804,901円	12.0年



平成 2 年	120,000 円	1,739,000 円	14.5 年
平成 7 年	20,000 円	1,289,324 円	64.5 年
平成 8 年	55,000 円	4,856,000 円	88.3 年
平成 13 年	90,000 円	7,006,104 円	77.8 年
平成 17 年	320,000 円	1,660,000 円	5.2 年

一方、債権管理マニュアル第 1 章第 5 節において、債務者の履行意思の有無及び財産調査を行った上で、財産調査から 2 年以内に延滞債権の回収方針を定める旨が規定されており、「資力が不十分で履行意思のある債務者（沿岸漁業改善資金助成法第 10 条及び同法施行令第 6 条の規定に該当する場合を除く）」に対しては、次のような回収方針とすることが定められている。

1. 債務者の漁業従事者の状況、財務状況及び財産調査等を踏まえ、完済までの償還計画を立て、管理していくこととする。
2. 早期の完済を目指すことを前提とし、完済までの期間は、最長で 10 年を目途とする。
3. 完済まで 10 年を超える見込みの場合は、原則、連帯保証人への履行の請求を併せて行うものとする。

しかしながら、監査人が資料を閲覧した年間返済額が少額の契約について、県が保管している債務者に関する資料ファイル内に「財産調査から起算して 10 年以内の償還計画」が保存されていなかった。

償還計画を作成せず、単に現状の返済額を継続しても、完済までの期間が 10 年を超える契約が複数存在するが、このような貸付金の完済可能性については疑義が生じると言わざるを得ない。

県は、債権管理マニュアルに基づき、「10 年以内の償還計画」の作成を検討するとともに、完済までの償還期間が 10 年を超える契約については、連帯保証人への履行を行うことで、完済に向けた努力を最大限行うべきである。

また、財産調査の結果、資力があると判断されたにもかかわらず、10 年経過しても完済しないような債務者に対しては、債権管理マニュアルに従い、強制執行及び訴訟手続による履行の請求等の強制徴収を取ることを検討すべきである。

なお、年間返済額が少額の延滞債権の中には、債務者の意向として「毎月 1 万円の返済にとどまっていたが、子息の留学費用の仕送りが終了する見込みのため、今後は返済額を償還したい。」との借受者の申出がある契約があった。しかしながら、当該留学費用の仕送りは 6 年間で 3 千万円と高額であり、生活に必須とは言えない留学に係る高額費用の支出を行っておきながら、県からの借入金返済は毎月 1 万円にとどまり返済が延滞

している、という状況は、県民感情を踏まえると納得し難い。

このような状況を防止するためにも、適切な財産調査の実施、及び調査結果に基づく償還計画の立案・実行が望まれる。

また、年間返済額が少額の契約の中には、主債務者が継続して返済を行っていることを理由に連帯保証人への督促を保留している契約が存在したが、完済までの期間が10年を超える契約については、債権管理マニュアルに従い、連帯保証人への履行を行うことを検討すべきである。

さらに、年間返済額が少額の延滞債権の中には、連帯保証人に面談するも支払意思が無いとの回答を受けただけのものが存在したが、延滞債権については、本人の支払意思とは無関係に連帯保証人にも法的な支払義務が生じると考えられるため、連帯保証人の財産調査を行った上で、主債務者が10年間で完済できないのであれば、連帯保証人にも請求を行うべきである。

(指摘3) 返済の無い延滞債権の回収方針が、不明確又は不適切

延滞債権の中には、令和4年度の返済額がゼロの債権が複数存在した。これは、主債務者及び連帯保証人が、死亡、行方不明、無資力、等の理由により、債権の回収が実行できなかったことが主な原因である。

このように、債務者に資力が認められないような場合の取扱いであるが、債権管理マニュアル第1章第5節において、債務者の履行意思の有無及び財産調査を行った上で、財産調査から2年以内に延滞債権の回収方針を定める旨が規定されており、「無資力又はこれに近い状態（沿岸漁業改善資金助成法第10条及び同法施行令第6条の規定に該当する場合を除く）」の債務者に対しては、次のような回収方針とすることが定められている。

1. 債務者の資力等の状況に変化がないか確認するための調査を年1回行うものとする。
2. 最終返済から10年を経過しても無資力等の状況に変化が無い場合には、時効の援用や債権放棄の消滅手続をとることとする。

しかしながら、監査人が資料を閲覧した年間返済額ゼロの延滞債権については、県が保管している債務者に関する資料ファイル内に、債務者の資力の変化を年1回調査した資料が存在せず、債権管理マニュアルに従った運用が実施されていなかった。

県は、主債務者及び連帯保証人に資力が認められない延滞債権については、債権管理マニュアルに基づき、年1回債務者の資力について状況変化の有無を確認し、最終返済から10年を経過しても無資力等の状況に変化が無い場合には、時効の援用や債権放棄

の消滅手続をとる必要がある。

また、監査人が資料を閲覧した年間返済額ゼロの契約の中には、連帯保証人の相続人が相続放棄証明書を提出したとの情報を入手するのみであったものが存在したが、主債務者又は連帯保証人の相続人が相続放棄した事実を確認する場合には、相続人へのヒアリングのみに留まらず、相続放棄申述受理証明書を入手することで、その事実を確認すべきである。

#### （意見4）貸付時入手資料の整理・保管が不十分

県は、貸付申請時に、借入希望者及びその連帯保証人より、所得証明書又は確定申告書の写し、口座の残高証明書または通帳の写し等の、収入額や預金保有額を証明する資料を入手することになっている。

しかしながら、監査人が閲覧した債務者に関する資料ファイル内に、これらの資料が保管されていない延滞債権が存在した。この点、県担当者に質問したところ、「貸付時に入手することになっている。」との説明はあったが、閲覧したファイル内に資料が存在しない理由は不明であった。

収入額や預金保有額を証明する資料は、債務者個人の重要な情報であるため、情報漏洩や紛失を防ぎ適切に保管する必要があるため、留意されたい。

## 1.2 産業振興基金特別会計（産業政策課）

### （1）特別会計の概要

本県の産業振興を図るため設置されたもので、平成元年に、沖縄電力㈱の民営化に伴う政府保有株式の売却益に基づく国からの補助を受けて設置した沖縄県産業振興基金（110億円）の運用収益を財源として、戦略的産業育成支援事業や人材育成事業などの補助事業を実施している。

### （2）事業の根拠法・関係例規等

- ・ 沖縄県産業振興基金条例
- ・ 沖縄県産業振興基金造成費補助金交付要綱
- ・ 沖縄県産業振興基金管理運営要領

### ・ 沖縄県特別会計設置条例第1条

【沖縄県特別会計設置条例第1条より抜粋】

#### 第1条

地方自治法第209条第2項の規定により、別表第1イの欄に掲げる事務又は事業の円滑な運営を図るため、同表アの欄に掲げる特別会計を設置する。

### （3）事業の目的、特別会計にする目的

#### （事業の目的）

産業振興基金特別会計は、沖縄県の産業振興を推進するための特別事業を実施するため、国の補助（110億円）を受けて平成元年に「沖縄県産業振興基金」を造成するために設けられたものである。

#### <特別事業の具体的な内容>

- 1 戦略的産業育成支援事業
- 2 エネルギー基盤安定整備事業
- 3 地域産業技術活性化・高度化支援事業
- 4 技術・情報基盤整備事業
- 5 経営専門家・技術者招聘事業
- 6 人材バンク事業
- 7 人材育成事業
- 8 北部地域の産業振興のために必要な事業

#### （一般会計と区分する必要性）

当該基金は積み立てられた現金を国債等により運用し、当該運用益を特別事業の経費

に充てる形式となっている。

また、原資となる国の補助金は沖縄県の裁量で処分等はできず、特別事業を廃止した場合には、原資を国庫に返納することとされている。

そのため、基金の原資である 110 億円及び当該基金の運用益は、その額の増減を個別に管理する必要があることから、特別会計を設置している。

#### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

沖縄県では、国の補助を受けて創設した「沖縄県産業振興基金」の運用収入を財源とする「沖縄県産業振興基金特別会計」を設置し、産業振興に資する補助金交付事業を実施している。合わせて、補助金交付事業者に対するハンズオン支援を業務委託により実施している。

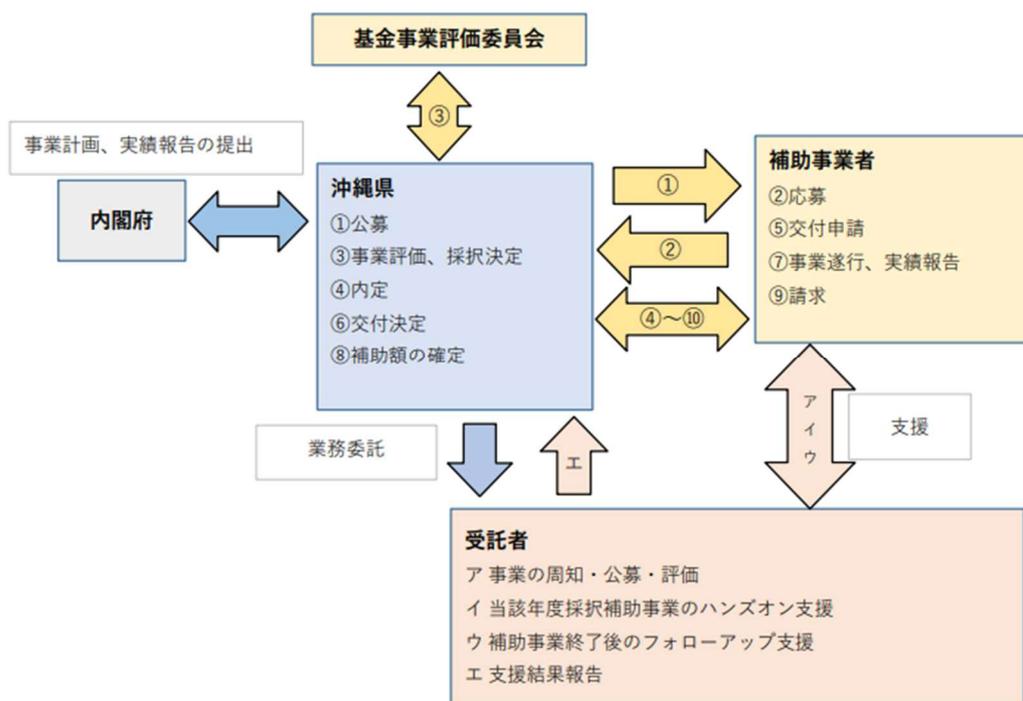
#### (創設経緯)

沖縄電力(株)の民営化に伴う政府保有株式の売却益の一部を活用し、平成元年に果実運用型の基金として設立している（基金金額 100 億円）。

その後、北部地域産業振興事業分として、合計 10 億円を基金に積み増している。

- ① 平成元年 1 月：100 億円の国補助（昭和 63 年補正）を受け基金創設
- ② 平成 11 年 3 月：5 億円の国補助（特別調整費）を受け積み増し
- ③ 平成 13 年 3 月：5 億円の国補助（特別調整費）を受け積み増し

#### (事業スキーム)



(補助事業の内容)

沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程第1条によれば、「本県産業の技術革新、高度情報化、国際化等への適切かつ円滑な対応を促進し、もって産業の振興を図る」ために補助事業を実施しており、具体的な補助対象事業は次のとおりである。

補助対象事業	補助事業内容	補助率等
① 戦略的産業育成支援事業	本県の施策と連動し、付加価値の高いビジネスモデルの創出等を推進する戦略的産業(情報通信産業、観光リゾート産業、臨空・臨港型産業等)の育成・支援	3/4 以内(県出資法人は 10/10 以内)
② エネルギー基盤安定整備事業	本県におけるクリーンエネルギーの利活用、エネルギー供給の不利性低減等のエネルギー基盤安定化に資する事業	2/3 以内(補助限度額: 30 百万円/件)
③ 地域産業連携支援事業	産業分類の異なる複数の事業者団体等で構成する連携体が行う、地域産業の活性化・高度化に寄与すると認められる研究開発事業	3/4 以内
④ 地域産業支援事業	地域特性を生かした地域産業の活性化・高度化に大きく寄与すると認められる新技術・新製品の研究開発事業、地域産業育成支援事業等	2/3 以内(県出資法人は 10/10 以内)
⑤ 技術基盤整備事業	技術の集積・他産業との連携による高度化・高付加価値化、生産プロセスの見直しによる競争力強化等を推進するものづくり・生産技術の基盤整備事業	1/2 以内(補助限度額: 10 百万円/件)
⑥ 人材育成事業	マネジメント人材、研究者及び技術者に対して専門的知識を習得させるため、国公設試験研究機関、先進企業等への派遣研修事業、海外派遣研修事業等の人材育成事業	3/4 以内(県出資法人は 10/10 以内)
⑦ 北部地域産業振興事業	北部地域(名護市、国頭郡、伊平屋村及び伊是名村)における地場産業、情報関連産業、地域イベント等の戦略的産業及び情報関連、技術・研究開発関連、観光リゾート関連、農林水産業関連分野等の人材育成事業等	10/10 以内 ※現在は 3/4 以内で運用

(委託事業の内容)

産業振興に関する幅広い知識及び経営並びに多様な情報・人的ネットワークを有するコーディネーターにより、事業遂行中の補助事業者に対する「ハンズオン支援」及び事業終了後の補助事業者に対する「フォローアップ支援」を行うことで、事業効果の最大化、補助事業者の経営基盤の強化及び持続的発展を促進する。

(5) 歳入及び歳出決算額の推移 (過去5年間)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入計	198,697	218,856	160,111	138,892	128,283
運用収入	109,657	118,045	74,050	64,304	65,704
その他	4	2	—	—	—
前年度繰越金	89,036	100,809	86,061	74,588	62,579
歳出計	97,888	132,796	85,523	76,313	54,727
補助金	69,955	102,459	59,323	48,670	32,957
委託費	21,746	21,661	17,911	18,599	15,098
運営費	6,187	8,676	8,289	9,045	6,672
次年度繰越金	100,809	86,061	74,588	62,579	73,556

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について  
該当なし。

(7) 監査の結果及び意見

(意見1) 事業全体の成果指標が設定されていない

県は、本特別会計における個々の補助金交付取引について、それぞれの成果指標を定め、年度末に成果指標の達成度を測定しており、成果指標については、補助金が交付された事業の売上高等が設定されていた。このように、個々の補助金交付取引に関しては概ね適切な成果指標が設定されていた。

一方、県は本特別会計全体の成果指標を設定していない。『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施するためには、適切な成果指標項目を設定した上で、成果指標項目に関する計画数値の達成度を測定し、計画未達成の場合には原因分析を実施することが必要である。

本特別会計事業が、技術革新、高度情報化、国際化等に対応することにより、県内の産業振興を図ることであることを踏まえると、「補助金交付事業の売上増加額総合計」や「補助金交付事業における雇用者増加数総合計」等を成果指標とすることが考えられる。

ただし、補助金交付先の中には、県から補助金を受領した事業者（A社）が、補助金を財源として他の事業者（B社）に助成金を交付し、B社の新製品や新サービスの研究開発・事業化可能性調査を支援しているケースも存在する。このような補助金交付取引の場合、A社では助成金を交付するだけで売上が増加する訳ではないと考えられることから、成果指標としては、B社の売上増加額や雇用者増加数を設定することが考えられる。

また、本事業の成果については、成果指標の達成度に基づき判定すべきであり、計画した成果が得られていないと判断された場合には、成果指標達成のための改善施策を講じるとともに、それでも成果指標が達成されない場合は、事業の縮小や廃止の検討を行うべきである。

なお、補助金を交付した事業が、交付年度には成果が出なかった場合でも、次年度以降に売上が増加するということも考えられる。そのため、補助金交付年度の売上増加額のみならず、交付から複数年に渡っての売上増加累計額により効果を測定することが望ましい。その上で、本特別会計における補助金交付累計額に対し、成果として補助金交付以降の売上増加累計額が上回っていれば、本事業は一定の成果が上がっていると判断する方法も考えられる。

また、本特別会計では、補助金交付先へのハンズオン支援業務を民間事業者に委託しているが、特別会計全体の成果を測定することは、補助金交付取引のみならず、ハンズオン支援委託取引の効果も含めて測定することができるため有用である。

#### （意見2）成果の公表内容に改善の余地がある

沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程第15条1項において、「知事は、補助事業の成果を公表することができる。」と定められているが、近年の成果公表方法の概要について県担当課に確認したところ、以下の回答を得た。

##### <コロナ禍前>

補助事業者各社による成果報告会の開催。

##### <コロナ禍中>

報告会の開催見合わせ。

##### <令和4年度>

ハンズオン支援事業の委託事業者である沖縄県産業振興公社のHPにおいて、補助事業の周知用事例集に主な取組を記載したパンフレット掲載し、本事業の周知・活用の促進のために使用している。

（沖縄県産業振興公社 HP：<https://okinawa-ric.jp/service/post-48.html>）

県は、コロナ禍中を除き、何らかの形で事業の成果を公表しているが、今後は意見①



の記載内容を踏まえ、本特別会計事業の成果指標を定めた上で、当該成果指標の達成度についても公表することを検討すべきである。また、沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程によれば、成果の公表は県が実施すべき事項であることから、委託事業者 HP の掲載をもって成果公表を代替すべきではなく、県の HP に掲載すべきである。

(指摘1) 県出資法人への補助率が適切でない

沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程第2条及び別表において、補助金の種類ごとに補助対象経費に対する補助率が定められているが、そのうち、県が出資して設立した産業振興を目的とする法人で、知事が特に必要と認めるもの（以下「県出資法人」という。）に対する補助率がそれ以外の法人に対する補助率より優遇されている補助金が、以下の通り存在した。

補助対象事業	補助率 (県出資法人)	補助率 (県出資法人以外)
戦略的産業育成支援事業	10/10 以内	3/4 以内
地域産業技術活性化・高度化支援事業 (地域産業支援事業)	10/10 以内	2/3 以内
技術・情報基盤整備事業	10/10 以内	(補助対象外)
人材育成事業	10/10 以内	2/3 以内

この点、県担当課に対し、県出資法人への補助率が優遇されている理由を質問したところ、「本事業を開始した平成元年当時は、第2次沖縄振興開発計画に基づき社会資本（ハード）整備が主として実施されており、ソフト面の産業振興については、県が出資した公益法人等を通し、民間の力を活かしながら間接補助により実施することとして10/10補助率を設定し実施していた。その後、沖縄振興計画としてソフト面での振興策が実施されてきた中で県出資法人に限らず民間事業者等への補助率を設定し、広く産業振興に係る取組提案を募集している。」とのことであった。

このように、過去の経緯を踏まえ県出資法人への補助率が10/10となっているようであるが、現状の本事業における補助金交付先は県出資法人に限定されているわけではない。

公金を財源とする補助金交付には公平性が求められるべきであるが、県からの出資の有無という要件のみで、補助率を変えるのは公平性を確保できているとは言い難い。

また、県の「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針（総務部財政課）」第4（4）において、県が外郭団体に財政支援を行う場合には、当該外郭団体に対して最大限の経費削減及び収入確保を求めていることを踏まえると、県から外郭団体への財政支援は必

要最小限に抑えるべきと考えられるが、本事業において県出資法人であるだけで補助率が優遇されている点は、このような考えと相反するものであり、是正が必要と考えられる。

なお、県担当課によれば、県出資法人の中には収益事業を実施する株式会社等もあることから、県出資法人に限る規定については考え方の見直しを行い、公益目的の事業に取り組む公益法人や NPO 法人、商工会等を対象とした内容に、今年度中に改正することであった。

### 1 3 中小企業振興資金特別会計（中小企業支援課）

#### （1）特別会計の概要

中小企業の設備の近代化・合理化を推進し、生産性の向上を図るために設置されたもので、公益財団法人沖縄県産業振興公社に対し、同公社が実施する機械類の貸与を実施するために必要な原資の貸付けを実施している。

#### （2）事業の根拠法・関係例規等

- ・ 沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付規程
- ・ 沖縄県特別会計設置条例第 1 条

#### 【沖縄県特別会計設置条例第 1 条より抜粋】

##### 第 1 条

地方自治法第 209 条第 2 項の規定により、別表第 1 イの欄に掲げる事務又は事業の円滑な運営を図るため、同表アの欄に掲げる特別会計を設置する。

#### （3）事業の目的、特別会計にする目的

県単独事業の機械類貸与制度は、国の設備貸与制度を補完するために昭和 58 年に設定され、多くの県内中小企業者の経営基盤強化・近代化・合理化に貢献してきた。

機械類貸与制度原資貸付事業とは、実施期間である公益財団法人沖縄県産業振興公社に対し、貸与を実施するために必要な原資を貸し付ける事業である。

#### （4）業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法（機械類貸与の概要）

	機械類貸与	
根拠法	沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付規程	
貸付実施機関	公益財団法人沖縄県産業振興公社	
財源	県 10/10	
制度概要	創業及び経営基盤の強化に必要な設備を公社が購入し、企業に割賦販売又はリースする制度。	
実績（R4 末まで）	貸与件数：850 件 貸与社数：845 件（社）	13,241,562,000 円

#### （貸付条件）

利率	年 1%を超えない範囲で知事が別に定める率
貸付期間	原則として 11 年以内
償還方法	原則として 1 年～2 年以内の据置元金均等年賦償還

(貸付状況の推移)

### 振興特別会計年度別貸付状況

(単位：千円)

貸付年度	機 械 類 貸 与			
	件数 (企業数)	貸付実績額	予 算 額	執行率
H15	20	382,050	450,000	84.9%
H16	21	496,590	500,000	99.3%
H17	18	468,650	500,000	93.7%
H18	16	427,840	450,000	95.1%
H19	21	424,960	450,000	94.4%
H20	24	350,600	450,000	77.9%
H21	19	482,380	500,000	96.5%
H22	9	102,880	500,000	20.6%
H23	22	452,100	500,000	90.4%
H24	25	346,810	500,000	69.4%
H25	21	444,100	500,000	88.8%
H26	16	327,330	500,000	65.5%
H27	16	241,170	520,000	46.4%
H28	7	77,570	230,000	33.7%
H29	12	167,080	400,000	41.8%
H30	10	170,530	400,000	42.6%
R1	18	343,450	400,000	85.9%
R2	10	269,249	400,000	67.3%
R3	16	325,500	400,000	81.4%
R4	11	196,073	400,000	49.0%
累計 S58～	845	13,241,562	15,920,000	83.2%

(5) 歳入及び歳出決算額の推移 (過去5年間)

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入 計	1,469,136	1,076,298	947,584	883,871	775,723
前年度繰越金	1,137,231	798,556	732,797	678,205	558,239
元利収入	331,905	277,742	214,787	205,666	217,484
歳出 計	670,581	343,501	269,379	325,632	196,205
貸付金	170,530	343,450	269,249	325,500	196,073
事務費	51	51	130	132	132
一般会計への繰出	500,000	—	—	—	—
次年度繰越剰余金	798,556	732,797	678,205	558,239	579,518

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について  
直近では、平成30年度に余剰金500,000千円を一般会計へ繰り出している。

(7) 監査の結果及び意見

(意見1) 事業全体の成果指標について改善の余地がある

県担当課によれば、本特別会計事業の成果指標として、沖縄県産業振興公社への貸付金額を設定している。沖縄県産業振興公社への貸付金額と、本特別会計事業の目的である「県内中小企業者の設備近代化」には一定程度の相関関係が存在すると考えられることから、貸付金額を成果指標として設定することには一定の合理性が認められるものと考えられる。

ただし、本特別会計事業が目指すべき効果は、単に県内中小企業の設備が近代化されることのみではなく、新たに導入した設備を活用することにより、県内中小企業の売上や利益を維持又は増大させ、もって、県の経済状況を活性化させることであると考えられると、成果指標についても沖縄県産業振興公社への貸付金額のみならず、「貸与を受けた事業者の売上又は利益増加額」等の指標も合わせて設定することを検討されたい。

なお、設備投資の効果は投資初年度のみならず、複数年度に渡って発現されるため、成果指標として事業者の売上又は利益増加額を採用する場合、例えば、貸付金完済までの複数年度に渡る累計額により測定することが望ましい。

(意見2) 新規貸付の目標金額について

(4)に記載した通り、年度ごとの新規貸付件数及び貸付金額は減少傾向にあり、予算執行率も減少傾向にある。そのため、予算額が目標値として合理的であるとの前提に立った場合には、予算達成率が低下しており、事業の成果が十分に果たせていないとの評価となり、新規貸付金額の増加のための抜本的な施策を講じる必要があるとの結論となるのではないかと。

一方、単に本特別会計事業における貸付金額を増加させることが、本当に県民の利益に資するかどうかについては、今一度検討が必要であると考えられる。

県内中小企業に機械類を貸与すること自体は、本来、民間金融機関が実施すべき事業内容であるため、貸与先事業者の区分ごとに民間金融機関と沖縄県産業振興公社の役割分担を行うことが有用であると考えられる。例えば、本特別会計事業の貸与先として、民間金融機関では融資することが難しいような信用リスクが比較的高い事業者(新規設立会社も含む)をターゲットとすることが考えられる。このように役割分担した場合には、民間金融機関が融資可能な事業者に対して、沖縄県産業振興公社が積極的に貸与制度の営業活動を行う必要は無く、その結果、目標とすべき新規貸付金額も、現状の予算額よりも引き下げられる可能性がある。

なお、信用リスクの比較的高い事業者に貸与を行う場合には、事業計画の合理性を検討するとともに、必要な債権保全措置（保証金の受入、連帯保証人の設定、等）を実行した上で、慎重に貸与の可否を判定し、将来の貸倒リスクを低減させるべきである点に留意されたい。

以上を踏まえ、県は、沖縄県産業振興公社と連携し、本特別会計事業の民間金融機関との役割分担及び、役割分担を踏まえた新規貸付目標金額の設定を、改めて検討されたい。

#### （意見3） 損料率の設定について

「機械類貸与制度における損料率の適用設定基準」では、「経営自己診断システム」の総合診断結果により、区分が分かれており、その区分に応じて、「損料率」が 1.7%、1.9%、2.1%として設定されている。

ただ実際には、民間の金融機関での貸付が厳しい事業者の紹介を受けていると伺ったが、損料率が3区分しか基準上では確認できなかった。民間金融機関で貸付が困難であることは、それだけ貸倒リスクも相当に高いことが想定されるため、信用リスクに応じた、さらなる損料率の区分の設定が必要だと思われる。

#### （意見4） 歳入の繰越金について

令和4年度末における繰越金は558,239千円である。

特別会計の繰越金については、「概算要求基準」中に「過去の決算状況や事業規模に応じ、適正な歳出を見積もった上で、活用が見込まれない繰越金を一般会計に繰出すこと」とあるが、その判断の基準等（一定金額に達した場合には、一般会計へ繰出を行う等）は確認できなかった。例えば、多額の繰越金が生じている場合で、かつ投資計画が無い場合には、特別会計から一般会計への繰出等を行い、一般会計で他事業に振り向け、資金を活用された方が資金の有効活用が図られると思われる。

併せて、特別会計から一般会計への繰出を行った場合には、その後、特別会計への繰入金処理もスムーズにできるようにする等、特別会計の繰越金（余剰金）の効率的かつ効果的な資金を運用するために、取り扱いの規程・ルール等を明確にすることが必要であると思われる。

#### （意見5） 県が本来支援すべき貸与先及び規程等による貸与先の明確化について

本特別会計は、県単独事業で機械類貸与制度として、沖縄県から（公財）沖縄県産業振興公社（以下、「公社」という。）に対し、県内の中小企業者への貸与を実施するために必要な原資の貸付を行い、公社から当該企業者へ設備の貸与により、多くの県内中小企業者の経営基盤強化・近代化・合理化に貢献してきた。

機械類貸与制度は、創業及び経営基盤の強化に必要な設備を公社が購入し、企業に割賦販売又はリースする制度である。今回、貸与の実績を確認したところ、下記の事例が確認された。

業種	設備名	金額
一般乗車旅客自動車運送業	照明器具 (LED)	3,850 千円

「沖縄県中小企業機械類貸与貸付規程」第1条の目的では、「中小企業者の設備の近代化を図り、もってその経営の安定に資することを目的とする。」とあるが、本事例は、「照明設備のLED化」であり、本事業とも直接的に紐づかない設備の貸与である。また、LEDの照明器具の設置により節電効果や照明設備の充実による作業の効率化などが期待できるものであり、当該企業者の特有の設備投資事例ではなく、どの事業者にも該当するような設備投資事例である。

果たして、県が支援すべき「中小企業者の設備の近代化を図り、もってその経営の安定に資することを目的」に沿った設備貸与となっているのか、民間の金融機関でも、支援可能な貸与に対してまで県の支援、公金を活用すべきか、疑念を感じざるを得ない。

限られた公金であるため、本来の目的に沿った支援となるように、民間金融機関で対応可能な範囲については、民間金融機関に一任すべきである。

現状の問題点として、基準、ルール等が示す目的が抽象的で曖昧であり、当該制度の目的である「中小企業者の設備の近代化」という解釈が間接的な部分まで広範囲に設定されている印象を受ける。このことから、民間金融機関でも対応可能な範囲まで、ターゲットが及んでいることが考えられるため、対象先を明確化し、県と民間金融機関の目的等が重複しないように、県は民間金融機関で支援できない必要最低限の支援をすることが望ましい。

#### 14 中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計（港湾課）

##### （1）特別会計の概要

泡瀬地区開発事業は、沖縄本島中部圏東海岸地域の活性化を図るため、海洋性レクリエーション活動拠点や国際交流リゾート拠点、情報、教育、文化の拠点を整備しスポーツコンベンション拠点の形成を目指すものであり、また、本島中部圏経済の活性化及び新たな雇用を確保することによって、沖縄県の均衡ある発展に寄与するものである。

なお、同事業は、一般会計部分と特別会計部分に区分される。

一般会計により実施	臨港道路及び人工海浜等の整備
特別会計により実施	県保有地の埋立、埋立地の地盤改良等

同事業全体の収支計画は、一般会計と特別会計ごとに立案されており、それぞれ次の通りとなっている。

##### 【特別会計】

（単位：千円）

歳入 計	12,726,633	
土地売却代	11,766,619	沖縄市からの土地売却収入
漁業補償再取得	959,882	
預金利子収入	132	
歳出 計	12,661,313	
漁業補償費	1,998,000	
土地購入費	8,134,833	国からの土地購入費
建設費	1,436,709	地盤改良、埋立工事、測量費、等
事務費	81,760	
県債利子	1,010,011	
収益	65,319	

※平成12年度～令和20年度の累計。

県債元金の収入及び支出は記載を省略。

##### 【一般会計】

（単位：千円）

歳出 計	19,912,000
防波堤、物揚場、航路・泊地、護岸	5,780,000
養浜、護岸、緑地	14,132,000

※平成23年度～令和13年度の累計。

財源は国庫支出金を想定している。



(2) 事業の根拠法・関係例規等

地方財政法第6条、地方財政法施行令第46条

【地方財政法第6条より抜粋】

第6条

公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。

【地方財政法施行令第46条より抜粋】

第46条

法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- 一 水道事業
- 二 工業用水道事業
- 三 交通事業
- 四 電気事業
- 五 ガス事業
- 六 簡易水道事業
- 七 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）

(下線部は監査人による)

沖縄県特別会計設置条例第1条

【沖縄県特別会計設置条例第1条より抜粋】

第1条

地方自治法第209条第2項の規定により、別表第1イの欄に掲げる事務又は事業の円滑な運営を図るため、同表アの欄に掲げる特別会計を設置する。

(3) 事業の目的、特別会計にする目的

【事業の目的】

- (1) に記載の通り。

### 【特別会計にする目的】

本事業は、地方財政法第6条及び沖縄県特別会計設置条例第1条に基づき、事業の円滑な運営を図る目的で、特別会計を設置している。

本特別会計は、県債収入を財源として用地を埋立・整備した後に、当該埋立地を沖縄市に売却するが、この土地売却収入により県債を償還する。

### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

泡瀬地区開発事業は、沖縄市泡瀬地区の開発予定地を埋め立てた上で、地盤改良等の整備を行い、当該用地の一部を民間事業者へ売却し、商業施設、宿泊施設、医療施設等を集積させたスポーツコンベンション拠点の形成を目指すものである。

泡瀬地区開発事業は、国・沖縄県・沖縄市が役割を分担した上で実施する。それぞれの役割は次の通りであり、本特別会計では、「県保有地の埋立」「国による埋立地の取得」「埋立地の地盤改良等」「埋立地の沖縄市の譲渡」が実施される。なお、特別会計の事業費は、主に県債により財源措置されている。

### 国・県・沖縄市の役割

国・・・埋立(面積約86ha)

県・・・埋立(面積約9ha)、国が埋立分を含めた地盤改良等 → **特別会計(中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業)で実施**  
港湾施設等整備(臨港道路、人工海浜等の整備) → 一般会計で実施

沖縄市・・・区画道路、上下水道などの整備及び、企業等への造成された土地の売却

※国が埋め立てた分を県が購入、県が埋め立て分を含め、地盤改良等を行い、県が管理する箇所(道路等)を除いた約58haを沖縄市に売却する。



埋め立て施工区分

また、埋立地の用途及び土地利用イメージは、次の通りである。

## ■ 中城湾港(泡瀬地区)処分区分図



## ■ 土地利用計画のイメージ



(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入計	518,576	321,860	393,512	207,261	258,180
繰越金	2,472	2,300	2,115	1,941	1,764
県債	516,104	319,560	391,397	205,320	256,416
歳出計	516,276	319,745	391,571	205,496	256,620
港湾建設費	201,188	33,603	29,396	27,467	40,039
元金償還金	311,737	283,414	359,659	175,540	213,777
利子償還金	3,351	2,728	2,515	2,489	2,804

※ 令和4年度港湾建設費の主な内容は、土砂運搬工事費（35,759千円）である。

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

港湾建設費は県債収入を財源としているため、一般会計からの繰入又は一般会計への繰出は無い。

(7) 監査の結果及び意見

(意見1) 事業実施のスケジュールについて

本事業の事業完了予定時期は、当初は令和9年度を予定していたものの、現在は令和13年度と4年ほど後ろ倒しとなっている。これは、トカゲハゼの産卵期（4～7月）は埋立工事が実施できないこと、国との調整に時間を要したこと、沖縄振興一括交付金が減額したこと、等が原因であるとのことであり、県の瑕疵は特に無いものと考えられる。

ただし、本事業の完了時期が後ろ倒しになってしまうと、県中部経済の活性化及び新たな雇用の確保という本事業の成果が発現する時期も遅れてしまうため、なるべく事業の遅れが生じないように留意して、事業を実行する必要があると考えられる。

(意見2) 適切な人員配置及び内部統制の整備運用について

一人の担当者で、当特別会計を含む4特別会計の収支管理を一人で担当されていた。他に議会对応や特別会計の経営健全化等の業務も兼ねており、今般の事務手続きのミスが相次いで発生していることを受け、現場担当者の業務量が負担過多になっていないか又は内部統制が適切に整備されていないか若しくは有効に機能していないか懸念される。

行政管理課に人員配置の状況について確認したところ、「職員配置については、その

必要性や効果、業務量等に応じて適切な配置に努めております。その上で、各課における各職員の担当事務やその業務量については、課長等による課内マネジメントによる対応が求められるところであると考えております。今後とも職員の再配置や業務の効率化等も考慮しながら、適切に対応していきたいと考えております。」との回答であった。

業務量が一人に過重負担となっていないか等適切な人員配置及び内部統制の適切な整備運用に努めていただきたい。

## 15 下地島空港特別会計（空港課）

### （1）特別会計の概要

下地島空港特別会計は、宮古島市伊良部にある下地島空港の建設・維持管理を円滑に行うため、昭和47年に設置された沖縄県訓練飛行場特別会計が前身となっている。

下地島空港は、昭和40年前後に航空需要の世界的な伸長を受け、国内にジェットパイロット養成のための訓練飛行場を建設したいという民間航空会社の強い要望により建設され、昭和54年度に供用開始されたものである。

しかしながら、その後、実機を使わないシミュレーションによる訓練や外国での実機訓練が増加したことにより、平成22年度に日本航空が、平成26年度に全日本空輸が下地島空港での操縦練習使用を終了することとなった。

このような状況の中、県は、下地島空港の高度な空港機能と、広大な周辺公有地の有効活用を図るため、平成27年3月に利活用の目標像を定めた「下地島空港及び周辺用地の利活用基本方針」（以下、「利活用基本方針」という。）を策定し、民間事業者のノウハウ等に基づく利活用の促進に取り組んでいるところである。

#### 【利活用基本方針の概要】

#### 1. 下地島空港及び周辺用地の利活用についての基本的考え方

- (1) 民間事業者のノウハウ等に基づく主体的な利活用
- (2) 経済・社会の発展に寄与する将来性・持続性のある利活用
- (3) 財政健全化と公共の福祉の増進が両立する利活用

#### 2. 利活用の目標像

- (1) 地域が有する貴重な資源・資産を有効に活用した利活用  
～地域特性の維持・存続及び世界への発信～
- (2) 地域の資源を強みとした、世界水準の観光リゾート地の形成  
～高付加価値型の観光リゾート地の形成～
- (3) 空港利用や観光リゾートとしての利用を核とした、親和性ある新たな事業・産業の誘引  
～空港・観光リゾートを核とした利活用の拡大～

#### 3. 利活用事業の具体的な方向性

- (1) 下地島空港の利活用
  - ① 世界の空の持続的発展に不可欠なパイロット育成など、将来の訓練需要に応じていくための利活用
  - ② 新事業・新産業の創出など、空のイノベーションを指向する多様な利用・需要に応じていくための利活用

- ③ プライベートジェットや小型機など、多様な航空・空港利用者の需要に応えていくための利活用
- (2) 周辺用地の利活用
  - ① 航空利用の促進につながる、アジアを代表するリゾート地としての利活用
  - ② 観光・リゾートでの航空利用による離島地域間の連携促進のためのコンテンツの誘導・育成
- 4. 利活用事業の実現に向けた今後の進め方  
利活用実施計画に基づき実施する。

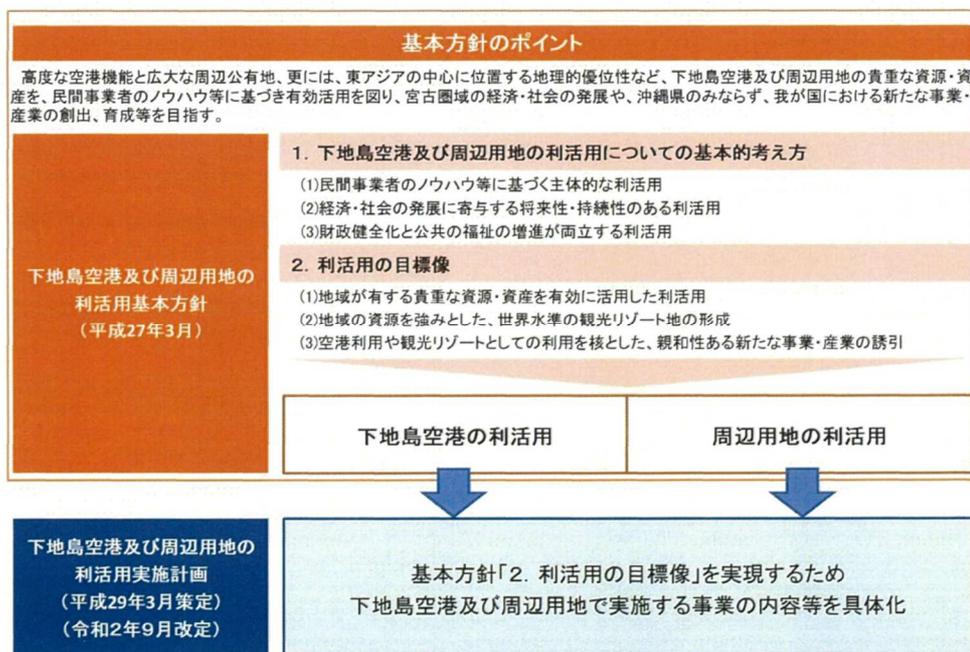
また、利活用基本方針における目標達成のために、個々の事業内容を具体化し、今後の取り組みを明らかにすることを目的として、「下地島空港及び周辺用地の利活用実施計画（第一次改定） 令和2年9月」（以下、「利活用実施計画」という。）が策定されている。

【利活用実施計画の概要】

第1章 はじめに

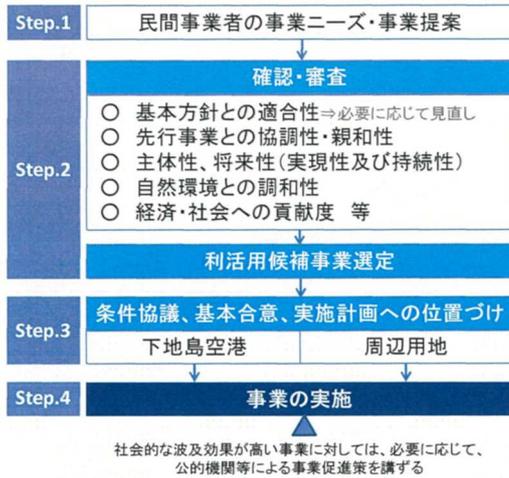
- 1. 実施計画策定の趣旨
- 2. 実施計画の性格と役割

図1.2 下地島空港及び周辺用地の利活用 基本方針と実施計画の関係



### 3. 実施計画に位置付ける事業者の選定

図1.3 事業選定のイメージ



### 4. 民間事業者、沖縄県及び地域機関との役割分担

表1.4 主体ごとの役割分担の明確化

主体	役割
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下地島空港を活用した事業活動の実施による地域経済等への貢献</li> <li>● 周辺用地を活用した事業活動の実施による地域経済等への貢献</li> </ul>
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 観光客受入体制の整備や魅力ある観光地づくりの推進</li> <li>● 関連公共施設の整備</li> <li>● 誘致・誘客活動等のプロモーションの実施・支援</li> <li>● 地域の公共交通の利便性向上の取り組み</li> </ul>
地域機関 (宮古島市、関係団体等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業実施環境の整備、協力</li> <li>● 下地島空港を拠点とした観光コンテンツの開発 等</li> </ul>

## 第2章 利活用の目標像の実現に向けて実施する事業

### 1. 事業の構成

民間事業者のノウハウに基づき実施される事業を「基幹事業」とし、公的機関が実施する、基幹事業の実施に必要な関連公共施設の整備事業を「関連社会資本整備事業」及び、基幹事業の促進及び波及効果の獲得を目指す「効果促進事業」に分類する。



## 2. 事業の実施計画

番号	事業名	年度別計画							実施主体	実施箇所	
		沖縄21世紀ビジョン実施計画									
		後期									
		29	30	31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6~		
<b>&lt;基幹事業&gt;</b>											
基-1	下地島空港を活用した革新的航空パイロット養成事業 (掲載年次) 平成28年度				航空パイロットの養成					民間	空港
基-2	国際線等旅客施設整備・運営及びプライベート機受入事業 (掲載年次) 平成28年度	旅客施設調査・設計・工事			国際線等の旅客及びプライベート機の受入					民間	空港
基-3	下地島宇宙港事業 (掲載年次) 令和2年度				ハンガー等施設調査・設計・工事			テナント・訓練・観光受入		民間	空港
					無人/有人機技術実証						
<b>&lt;関連社会資本整備事業&gt;</b>											
関-1	下地島空港ターミナル地区整備事業 (掲載年次) 平成28年度	ターミナル地区調査・設計・工事								県	—
関-2	下地島空港構内道路整備事業 (掲載年次) 令和2年度				構内道路調査・設計・工事					県	—
<b>&lt;効果促進事業&gt;</b>											
効-1	下地島空港旅客に向けたコンテンツ創出事業 (掲載年次) 令和2年度				下地島空港を拠点とした短時間周遊や体験型プログラムの開発・情報発信					宮古島市	—

## 3. 事業の成果指標

### 第3章 実施計画の推進

1. 事業の実施に向けた取り組み
2. 実施計画の更新

<附属資料 1 > 基幹事業の事業概要

基-1

下地島空港を活用した革新的航空パイロット養成事業

<当地域で事業を実施する意義>

下地島空港は、本来持つパイロット訓練空港としての最大の価値があり、台湾を始めアジアのパイロット訓練を受け入れる地理的特性に有利である。

<実施する事業の内容>

下地島空港が持つ優位性を活かし、今後20年間続くアジアのプロパイロット不足という社会背景を受けて、パイロット育成事業を実施する。

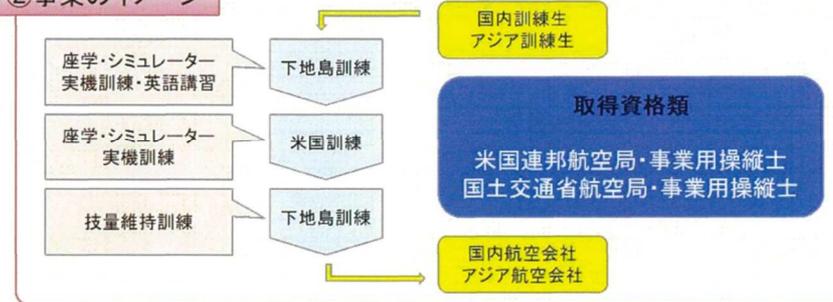
<利活用事業者>

株式会社FSO  
(沖縄県北谷町)

① 事業の概要

- 国内外で活躍できるパイロット人材を育成する。
- 国土交通省航空局資格と米国連邦航空局資格の教育訓練を提供する。
- 英語での訓練を強化し、国内外からの訓練生を受け入れる。
- 効率的な訓練を特徴とするシミュレーター訓練を実施する。
- 米国内の操縦士訓練指定養成施設との協力体制により短期間の訓練を実施する。

② 事業のイメージ



③ 事業のスケジュール

- 平成29年4月～ 開業準備
- 令和1年5月～ 開業

④ 事業の目標(目指す成果)

- 操縦士免許取得者数 15人 (令和3年度の単年度目標)

## 国際線等旅客施設整備・運営及びプライベート機受入事業

### <当地域で事業を実施する意義>

リゾート地として高いポテンシャルを有する下地島に所在する下地島空港は、高度な基本施設を有しており、処理容量も大きい。  
本空港を活用し、国際線をはじめ、多様な航空機の受入を行うことで、宮古圏域の観光振興への貢献を目指すものである。

### <実施する事業の概要>

①旅客ターミナル施設整備、②プライベートジェットを代表とするジェネラルアビエーションの受入体制構築を行い、下地島空港で多様な航空機を受け入れる事業を行う。

### <利活用事業者>

三菱地所株式会社  
(東京都千代田区)

※当該法人が別途設立する法人も含む

### ①事業の概要

下地島空港に、①旅客ターミナル施設の整備、②プライベートジェットを代表とするジェネラルアビエーションの受入体制構築を行い、下地島空港で国際線定期便、国内線定期便(LCC/新規参入会社等)、チャーター便、プライベート機等、多様な航空機を受け入れる事業を行う。

### ②事業のイメージ

「空港から、リゾート、はじまる。」をキーコンセプトとし、空港利用者やエアラインの視点に立った施設の整備・運営を行う。

宮古圏域の玄関口として、宮古空港と役割分担し、共存共栄していくことを目指す。



旅客ターミナル施設イメージパース  
※関係機関との協議により、変更の可能性があります。

宮古空港

共存・共栄

下地島空港

これまでの役割を継続・発展  
宮古圏域の第1空港

新たなニーズの創出・受入  
宮古圏域の第2空港

### ③事業のスケジュール

- 平成29年6月～ 新築工事・開業準備
- 平成31年3月 開業

### ④事業の目標(目指す成果)

#### <年間航空旅客数目標>

- 平成31年
- ・開業年(半年) 5.5万人
- 令和3年 30万人
- 令和7年 57万人

## 下地島宇宙港事業

## &lt;当地域で事業を実施する意義&gt;

世界では「宇宙旅行」の商業化が目前となり、拠点となる宇宙港の整備も進んでいる。下地島空港は長い滑走路を持ち、海に囲まれ、広い民間空域を有する機能優位性と、アジア諸国からのアクセスが良く、グローバル客層への地理的優位性を持っている。

## &lt;実施する事業の内容&gt;

下地島空港に「宇宙港」の機能を付加し、各国民間企業が開発を進める有翼型宇宙往還機(スペースプレーン)の離発着場に用いる。

## &lt;利活用事業者&gt;

PDエアロスペース(株)  
(愛知県名古屋市)

※当該法人が別途設立する法人も含む

## ①事業の概要

- ①無人/有人機技術実証事業:実験機開発拠点として利用する。  
上記に加え、宇宙港の機能として必要な、ハンガー、管理棟などを設置し、下記3事業を行う。
- ②テナント事業 :国内外の宇宙機キャリアを誘致し、ハンガー等の施設貸出・利用や機体運航支援などのサービスを提供する。
- ③訓練事業 :宇宙旅行者向け訓練、メディカル検査などを提供する。
- ④観光事業 :飛行実験を含む宇宙機の開発現場や、宇宙旅行の実施などをコンテンツとして、一般の方々の観光スポットとして提供する。

## ②事業のイメージ

「宇宙に行ける島、下地島」をキーコンセプトに、施設やテナント入居者の管理運営を行う。事業は、協力企業(航空会社、旅行会社、その他事業会社)と連携して行う。



有翼型宇宙往還機



訓練事業

## ③事業のスケジュール

- 2021年 無人宇宙実験機の飛行試験
- 2022年 ハンガー・観光/訓練施設  
建設、開業準備
- 2023年 テナント事業、訓練事業、  
観光事業受入開始

## ④事業の目標(目指す成果)

- 下地島空港からの宇宙旅行者数
- 2025年(R7) 100人/年
  - 2030年(R12) 1,000人/年

令和6年2月現在、実施されている基幹事業は利活用実施計画に記載されている3事業であるが、令和3年度において、さらに7件(航空事業2件、航空人材事業2件、通信事業2件、観光リゾート事業1件)の利活用候補事業が選定されており、うち4件は県のHP上で事業概要が公表されている。(※)

※ [https://www.pref.okinawa.jp/res/projects/default\\_project/page/001/012/652/20413gaiyo.pdf](https://www.pref.okinawa.jp/res/projects/default_project/page/001/012/652/20413gaiyo.pdf)

(2) 事業の根拠法・関係例規等

沖縄県特別会計設置条例第1条

【沖縄県特別会計設置条例第1条より抜粋】

第1条

地方自治法第209条第2項の規定により、別表第1イの欄に掲げる事務又は事業の円滑な運営を図るため、同表アの欄に掲げる特別会計を設置する。

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例第2条

【沖縄県空港の設置及び管理に関する条例第2条より抜粋】

第2条

県は、次の表のとおり空港を設置する。

名称	位置
(中略)	
下地島空港	宮古島市

(3) 事業の目的、特別会計にする目的

【事業の目的】

(1) に記載の通り。

【特別会計にする目的】

(2) に記載の通り、沖縄県特別会計設置条例に基づき、事務又は事業の円滑な運営を図る目的で特別会計を設置している。

(4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

現在の下地島空港特別会計における主な歳入は、航空会社等からの空港使用料や、県保有の土地及び建物の貸付料である。

一方、主な歳出は、下地島空港の維持管理業務や建設業務に係る委託費及び人件費となっている。なお、空港の維持管理業務及び建設業務については、主に県の下地島空港管理事務所が所管している。

(5) 歳入及び歳出決算額の推移（過去8年間）

利活用基本方針が適用された平成27年度から令和4年度の8年間における、歳入及び歳出決算額の推移は以下の通りである。

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
歳入 計	388,450	380,092	355,267	722,841
空港使用料	5,591	7,362	16,578	10,304
建物使用料	1,422	2,336	2,741	5,846
土地使用料	418	420	3,233	7,654
土地貸付料	3,207	3,207	3,202	3,202
不要品売払代	0	0	0	0
土地売払代	0	0	0	0
建物売払代	0	0	0	15,660
一般会計繰入金	371,115	335,246	311,768	605,069
繰越金	909	12,951	9,187	981
雑入	5,788	781	958	425
下地島空港整備事業	0	0	7,600	73,700
国庫補助金	0	17,789	0	0
歳出 計	375,499	370,905	354,286	712,244
職員費	64,690	69,110	57,632	59,879
空港管理運営費	310,809	282,029	258,654	281,329
空港建設事業費（補助）	0	19,766	0	0
空港建設事業費(単独)	0	0	0	2,323
利活用促進事業	0	0	38,000	368,700
元金償還金	0	0	0	0
利子償還金	0	0	0	13
繰越金	2,000	8,515	0	8,592
余剰金	10,951	672	981	2,005

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入 計	695,850	770,293	375,532	587,081
空港使用料	92,832	41,549	38,518	48,111
建物使用料	9,308	4,780	4,935	4,897
土地使用料	7,382	7,320	7,525	7,689
土地貸付料	3,222	3,214	5,394	5,395
不要品売払代	0	0	0	0
土地売払代	0	0	13,831	0
建物売払代	0	0	0	0
一般会計繰入金	303,145	297,974	245,497	295,135
繰越金	10,597	45,707	18,234	1,811
雑入	1,364	15,719	10,638	3,054
下地島空港整備事業	268,000	141,800	27,000	20,000
国庫補助金	0	212,230	3,960	200,989
歳出 計	650,143	752,058	373,721	573,414
職員費	61,511	64,715	64,117	63,116
空港管理運営費	588,611	413,635	277,203	281,441
空港建設事業費（補助）	0	235,811	4,400	223,322
空港建設事業費(単独)	0	37,579	26,991	0
利活用促進事業	0	0	0	0
元金償還金	0	0	456	4,878
利子償還金	21	318	554	657
繰越金	44,885	92	180	11,330
余剰金	822	18,143	1,631	2,337

※

※ 一般会計からの繰入累計額（8年間）は2,764,949千円。

（6）一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

（5）に記載の通り、利活用基本方針（平成27年3月付）が適用された平成27年度から令和4年度の8年間における一般会計からの繰入合計額は2,764,949千円に上っている。

(7) 監査の結果及び意見

(指摘1) 費用対効果を考慮した事業目標及び中期事業計画の設定について

現在、県においては、利活用基本方針及び利活用実施計画に従い、民間事業者に主体的に下地島空港の利活用事業を実施させることで、空港周辺及び宮古圏域の活性化を図っているところである。

しかしながら、利活用基本方針の記載内容に照らした際に、現状とは乖離が見られる事項が発見された。

まず、利活用基本方針1.(3)において、県は、下地島空港特別会計について独立採算を目指す必要があることが記載されている。

【下地島空港及び周辺用地の利活用基本方針1.(3)より抜粋】

(3) 財政健全化と公共の福祉の増進が両立する利活用

下地島空港は特別会計により、原則として独立採算を維持することを前提に、維持管理・運営されてきたことから、この方針を今後も踏襲し、独立採算を目指すものとする。

利活用事業者は、利活用事業の実施に伴う空港使用料など相応の対価を県に支払い、空港及び周辺用地の利活用による県経済への波及効果拡大に努める。

県は、将来に亘って空港収支の安定化を目指し、「財政健全化」と経済波及効果がもたらす「公共の福祉の増進」の両立が基本的な課題認識にあることを念頭に置きつつ、有効な利活用が図られるよう、宮古島市及び利活用事業者とともに積極的に取り組みを進める。

(下線は監査人による。)

しかしながら、(5)に記載した通り、下地島空港特別会計の収支は実質的に大幅な赤字が継続しており、赤字を埋めるために一般会計からの繰入が行われているのが実態である。この点、県担当課の見解としては、「独立採算に向けて利活用事業の推進とともに、操縦訓練の需要を捉えエアラインの訓練誘致に努めることで空港使用料増を目指す」とのことであるが、利活用基本方針(平成27年3月付)が適用された平成27年度から令和4年度の8年間における一般会計からの繰入合計額は2,764百万円に上っており、下地島空港特別会計の収支状況は非常に厳しいと言わざるを得ず、“利活用事業の推進”や“訓練誘致による空港使用料増”という施策に留まらない抜本的な改善策が必要である。

県の厳しい財政状態を踏まえると、下地島空港特別会計の実質赤字圧縮及び解消が急務であると考えられることから、県は下地島空港特別会計の独立採算達成目標年度を定め、目標年度までに独立採算を達成するよう従来以上に不断の努力を講じるべきである。

また、期限までに独立採算を達成するための施策の一つとして、下地島空港特別会計



の収支に関する中期計画を策定し、毎年、中期計画に沿って事業を実施していくことで、計画達成の努力をすべきである。

次に、利活用基本方針1.(2)において、県は、宮古圏域の経済・社会の発展を目指すとともに、利活用事業者に対し積極的な地域雇用を促すような環境整備を行う必要があることが記載されている。

【下地島空港及び周辺用地の利活用基本方針1.(2)より抜粋】

(2) 経済・社会の発展に寄与する将来性・持続性のある利活用

本利活用基本方針に基づき実施される利活用事業は、対象範囲となる下地島空港及び周辺用地の効果的利活用だけでなく、下地島を有する宮古圏域の経済・社会の発展や、沖縄県のみならず我が国における新たな事業・産業の創出、育成等に資する利活用となることを期待している。

このため、利活用事業の実施にあたっては、単に空港利用にとどまることなく、新たな地域の産業として定着し、地域独自の産業として世界に発信を続けていけるような継続性ある利活用を促進するとともに、利活用事業の地域における新産業としての定着に向けた協力体制を構築していく。

利活用事業者は、地域の経済発展や新産業育成等に寄与するよう、積極的に地域雇用等の促進を図るものとする。

県は、利活用事業者との協議を進めながら、経済・社会の発展に寄与する利活用のあり方を検討し、具体的な事業実施の段階において、将来的に持続的な発展が見込まれる利活用事業となるよう、宮古島市及び利活用事業者それぞれの役割分担を踏まえつつ、事業実施環境の整備に取り組む。

(下線は監査人による。)

しかしながら、現状、利活用事業全体の成果指標は設定されておらず、事業を実施することで、下地島空港周辺及び宮古圏域において具体的にどのような効果を生み出すことを県が目指しているのかは明確になっていない。また、成果指標を設定していないことから、事業実施による利活用基本方針の達成度合いが測定できない状況となっている。

県は、利活用事業を実施することで、下地島空港周辺及び宮古圏域における、経済・社会・雇用、等への効果を測定するための、適切かつ具体的な成果指標を定める必要がある。

以上より、県は次のような事項に留意した上で、下地島空港特別会計事業に関連した利活用事業の成果指標及び中期収支計画を立案すべきである。

① 成果指標

- ・ 利活用基本方針によれば、利活用事業の実施により、下地島空港周辺及び宮古圏域

における経済効果や新たな雇用の創出を目指しているものと考えられる。そのため、具体的な成果指標としては、下地島空港周辺及び宮古圏域における経済効果を設定することが考えられる。なお、経済効果は、「下地島空港が存在することによる宮古圏域への観光客数増加」、「利活用事業の実施に伴う建設等の投資需要増加」、「利活用事業の実施に伴う雇用者数の増加」等の要素により、試算することが考えられる。

- ・ 「下地島空港が存在することによる宮古圏域への観光客数増加」に伴う経済効果を試算するにあたり、単に下地島空港の利用者数増加をもって観光客数が増加したと判断すべきではない。これは、下地島空港の利用者数が増加したとしても、逆に宮古島空港の利用者数が減少している場合は、宮古圏域全体の観光客数増加には寄与していないためである。

本事業は、利活用事業の実施により、宮古圏域に新たな経済効果を創出することが目的であるため、経済効果を試算する際は、宮古圏域全体の観光客増加数により算定すべきである。

## ② 中期計画

- ・ 利活用基本方針においては本特別会計の独立採算を目指すとされているが、仮に独立採算が達成できなかつたとしても、①で記載したような宮古圏域での経済効果が投資を上回る水準で享受できるのであれば、有用な事業であるとの判断もあり得る。このような観点から、本特別会計の独立採算という目標が必須なのかどうかについて、改めて検討することも考えられる。
- ・ むやみに一般会計からの繰入が継続することを防止するために、「本特別会計の独立採算」又は「投資に見合う十分な経済効果の享受」という目標の達成予定年度を定めた上で、仮に達成予定年度までに目標が達成できなかった場合には、事業規模縮小や事業廃止の必要性について、改めて検討すべきである。
- ・ 宮古圏域には、下地島空港の他に宮古島空港も併存しているが、両空港併存に関して宮古島市から強い要望があったことや、下地島空港の高規格な機能を活用した利活用を検討すべきという意見があったことから、1つの空港に機能を集約するのではなく、両空港が併存することになった。  
しかしながら、宮古圏域の主たる空港として宮古島空港が存在することを踏まえると、成果に見合わない大幅な赤字状態を継続してまで下地島空港を継続させることは県民の理解が得られないと考えられる。
- ・ 中期計画は単に収支数値の羅列ではなく、収支の裏付けとなるエビデンス（例：空港使用料収入であれば航空機の離発着回数や空港利用者数、等）に基づき積算するとともに、目標収支を達成するための具体的な施策を検討すべきである。
- ・ 過度に右肩上がりとならないよう、実現可能性が比較的高いと考えられる中期計画とすべきである。

- ・ 平成 27 年度から令和 4 年度の 8 年間に於ける一般会計からの繰入合計額は 2,764 百万円と多額に上っているため、収支改善は喫緊の課題であると認識すべきである。そのため、目標達成までの期間があまりにも長期となるような計画は避けるべきである。
- ・ 下地島空港特別会計は、一般会計からの多額の繰入が継続しているため、収支改善は県にとって必須かつ重要な課題であると考えられる。そのため、中期計画は知事や議会での承認を受けた上で、県全体として収支改善に取り組むことが望ましい。
- ・ 下地島空港に係る建設費等の一部は、本特別会計とは別に一般会計から支出している場合がある。そのため、下地島空港運営事業全体の収支は、特別会計のみならず一般会計の支出も加算しなければ判明しない。したがって、中期計画を策定する際は、特別会計の中期計画に加え、特別会計に一般会計からの支出が見込まれる部分を加えた下地島空港事業全体の中期計画を策定することが有用であると考えられる。
- ・ 多額な一般会計からの繰入が継続している下地島空港特別会計の収支改善は、県民にとっても重要な事項であると考えられるため、下地島空港運営事業全体の中期計画及びその達成度について、県の HP 等で公表することを検討すべきである。

#### (意見 1) PFOS を含む泡消火薬剤について

下地島空港施設内において、PFOS を含む泡消火薬剤 3,920 リットルをドラム缶及びポリタンクに収容し保管されていることが確認された。現在、その保管する全量について、令和 6 年度内の廃棄処分完了を目指し関係者と調整を進めているとのことであったが、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく、屋内保管、保管容器の点検、保管数量の把握、譲渡・提供の際の表示等の遵守義務があること、また廃棄にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等」に基づき適正に処理することが求められていることや、環境省が代替製品への切り替えを求めていることから、今後、早期の処分等が望まれる。

さらに、先日報道にあった「県庁地下 2 階駐車場の消火設備が誤作動し、有機フッ素化合物 (PFAS) を含む泡消火剤が放出した」事例もあり、廃棄処分が完了するまでの間、保管・管理等は徹底する必要がある。

## 1 6 農業改良資金特別会計

### (1) 特別会計の概要

農業改良資金特別会計は、①農業改良資金（農政経済課）及び②就農支援資金（営農支援課）の2つの資金からなる。

農業改良資金は、農業者等（農業者又はその組織する団体）に対して、先駆的・モデル的農業経営の育成を図る観点から、昭和31年に農業改良資金助成法の制定により創設され、沖縄県においては昭和47年より制度化された。平成22年10月より農業改良資金制度の改正に伴い、金融ノウハウを生かした貸付が行われるよう、貸付業務が県から沖縄振興開発金融公庫へ移管された。

就農支援資金は、新たに農業を始めようとする方や、新たに従業員を採用し担い手として育成しようとする農業法人等の経営体へ、農業技術の習得や就農準備、経営開始に必要な資金を無利子で融資するもの。資金の種類は以下の3つがある。

就農研修資金	農業大学校などの研修教育施設、国内外の先進農家などで研修に必要な資金
就農準備資金	住居の移転、資格の取得、就農先の調査など就農にあたっての事前の準備に必要な資金
就農施設等資金	農業経営を開始する際の施設の設置、機械の購入などに必要な資金（就農希望者（個人）に対する貸付に限る）

### (2) 事業の根拠法・関係例規等

農業改良資金融通法（農業改良資金）

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（就農支援資金）

沖縄県特別会計設置条例

### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

農業改良資金は、農業者が農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することを支援するため、農業者等に対する農業改良資金の融通に関する措置を講ずることにより、農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的としており、農業改良資金融通法において特別会計を設けて行わなければならないと定められている。

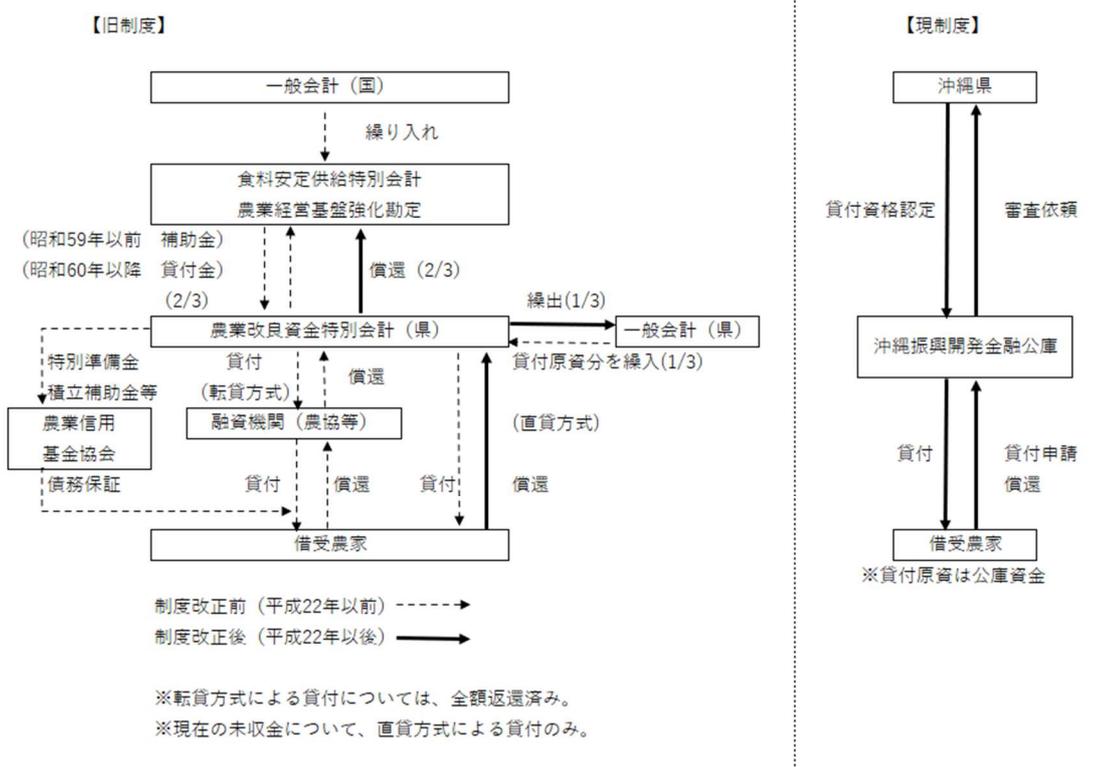
就農支援資金は、農村における高齢化の進展その他の農業を取り巻く環境の変化に伴い、青年農業者その他の農業を担うべき者の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、就農支援資金の貸付け等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図り、もって健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的としてお

り、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法において農業改良資金助成法により設置する特別会計において併せて行うことができると定められている。

(4) 事業の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

農業改良資金の貸付原資は、国（2/3）と県（1/3）が負担し、沖縄県による直貸方式と沖縄県が融資機関（農協等）へ貸付け、融資機関が農業者等（借受農家）へ貸付ける転貸方式にて行っていた。平成22年10月より農業改良資金制度の改正に伴い、金融ノウハウを生かした貸付が行われるよう、貸付業務が県から沖縄振興開発金融公庫へ移管されたことから、県による農業改良資金の貸付業務は終了。現在は、貸付資格認定審査業務と既貸付金（直貸方式）の債権管理・回収業務のみが残っている。転貸方式による貸付については全額返還済みだが、直貸方式による貸付については延滞債権があり、回収業務についてはサービサーに委託している。

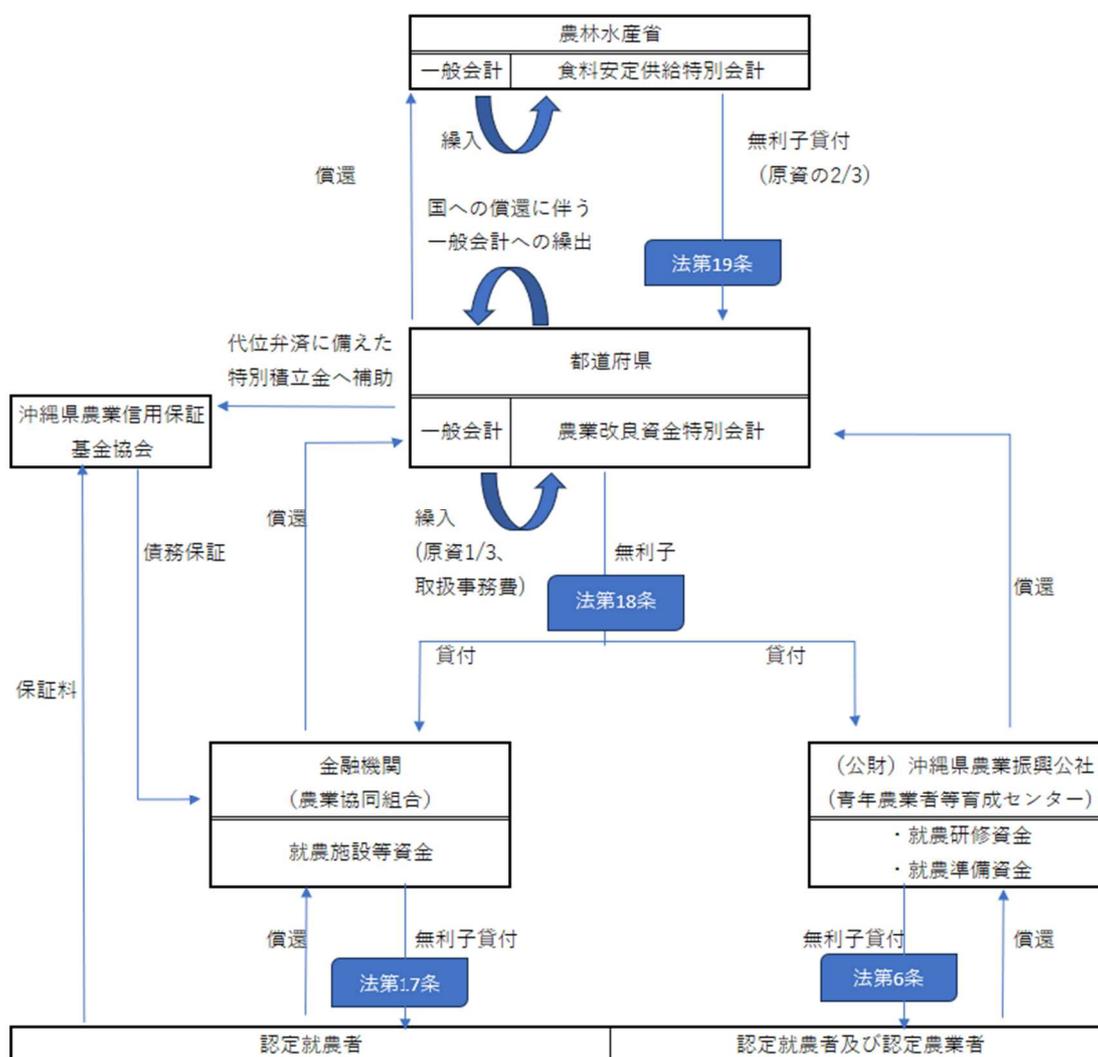
<農業改良資金の仕組み>



就農支援資金は、平成7年に制定された、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づき、平成13年に制定された沖縄県就農支援資金貸付要領により平成13年から貸付業務をスタートした。貸付原資については、国（2/3）と沖縄県（1/3）が負担。貸付けについては沖縄県が融資機関（農業協同組合又は沖縄県産業振興公社）へ貸付けたものを、融資機関が認定就農者又は認定農業者へ貸付

ける転貸方式にて行っていた。新制度の制定により平成26年4月1日より沖縄振興開発金融公庫による貸付業務が開始されたことから、沖縄県の貸付業務は終了。現在は、貸付金の回収業務を行っている。就農支援資金について延滞債権は生じていない。

「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づく貸付事務フロー



(5) 歳入及び歳出決算額の推移 (過去5年間)

農業改良資金、就農支援資金の合算

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入	186,266	145,278	139,441	138,398	117,942
繰入金	111	146	0	0	110
繰越金	140,332	106,744	104,457	98,570	92,868

元利収入	45,583	37,815	34,214	34,979	23,777
延滞利息等	240	573	770	400	1,187
雑入	0	0	0	4,449	0
歳出	79,522	40,821	40,871	45,530	40,168
取扱事業費	4,081	4,539	5,278	9,613	4,125
償還金	42,811	15,627	15,170	15,385	15,468
繰出金	25,336	12,163	11,931	12,040	12,083
公債費	7,294	8,492	8,492	8,492	8,492

農政改良資金

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入	114,318	69,333	65,266	65,336	48,576
繰入金	0	0	0	0	0
繰越金	90,534	45,905	41,316	37,182	32,596
元利収入	23,544	22,855	23,180	23,305	14,793
延滞利息等	240	573	770	400	1,187
雑入	0	0	0	4,449	0
歳出	68,413	28,017	28,084	32,740	27,390
国庫等返還金	42,811	15,627	15,170	15,385	15,468
繰出金	21,689	7,917	7,685	7,794	7,837
事務費	3,913	4,473	5,229	9,561	4,085
公債費	0	0	0	0	0

営農支援資金

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入	71,948	75,945	74,175	73,062	69,366
繰入金	111	146	0	0	110
繰越金	49,798	60,839	63,141	61,388	60,272
元利収入	22,039	14,960	11,034	11,674	8,984
延滞利息等	0	0	0	0	0
雑入	0	0	0	0	0
歳出	11,109	12,804	12,787	12,790	12,778
国庫等返還金	0	0	0	0	0
繰出金	3,647	4,246	4,246	4,246	4,246
事務費	168	66	49	52	40

公債費	7294	8,492	8,492	8,492	8,492
-----	------	-------	-------	-------	-------

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

農業改良資金、就農支援資金の合算

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計 繰入金	111	146	0	0	110
一般会計 繰出金	25,336	12,162	11,931	12,040	12,083

農業改良資金

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計 繰入金	0	0	0	0	0
一般会計 繰出金	21,689	7,917	7,685	7,794	7,837

就農支援資金

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計 繰入金	111	146	0	0	110
一般会計 繰出金	3,647	4,246	4,246	4,246	4,246

(7) 監査の結果及び意見

(指摘1) 貸付金の完済までの期間及び連帯保証人への請求について

「農業改良資金」の債権回収マニュアルでは「債務者の営農状況、財務状況及び財産調査等を踏まえ、完済までの償還計画を立て、管理していくこととする。」「早期の完済を目指すことを前提とし、完済までの期間は、最長で10年を目処とする。」「完済まで10年を超える見込みの場合は、原則、連帯保証人への履行の請求を併せて行うものとする。」と規定されているが、貸付金管理簿を確認したところ、数十年前の貸付金を確認された。

また、主債務者が継続して返済を行っていることを理由に連帯保証人への督促を保留している契約が存在したが、完済までの期間が10年を超える契約については、債権管理マニュアルに従い、連帯保証人への履行を行うことを検討すべきである。



(意見1) 違約金の調定期期について

違約金の調定期期について「農業改良資金」の債権管理マニュアルでは、「原則、元本が完結となった」場合には、調定するよう規定されているが、実態として元金完済後に一括の調定は行っておらず、違約金の支払の際に調定が行われていた。

県の担当課からは、「その理由は、長期滞納者の違約金は非常に高額となり、回収が極めて困難な状況にあります。そのため、元金完済後に違約金額の通知をして債務者の生活状況等を確認しながら回収に務めているものの、債権整理を検討すべきケースも多いのが現状です。違約金の調定額と実際の回収見込額の乖離が極めて大きくなることから、元金完済後は違約金を一括で調定せず、分割で支払があるたびに調定を行う扱いをしております。」、また財政課からは、「元本が完結とならないうちは延滞金が日々変動することから（債権マニュアル 141 頁）、債権の一部履行については元本から充当しているところであるが（財務規則第50条の2）、元本が完結となった場合は、速やかに延滞金の調定を行うべきと考えます。」との回答があった。

このまま未調定のままだと、調定されないリスクや事務の取り扱いの公平性が保たれないリスクが存在するため、少なくとも元金完済時点で違約金の調定を検討されたい。

## 1.7 小規模企業者等設備導入資金特別会計 中小企業支援課

### (1) 特別会計の概要

本特別会計は、①設備資金貸付事業・②設備貸与事業のほか、③高度化資金貸付事業について特別会計を行っている。

### (2) 事業の根拠法・関係例規等

事業	根拠法
①設備資金貸付事業 ②設備貸与事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模企業者等設備導入資金助成法※</li> <li>・小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律</li> <li>・沖縄県特別会計設置条例</li> </ul>
③高度化資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人中小企業基盤整備機構法</li> <li>・沖縄県中小企業高度化資金貸付規則</li> <li>・沖縄県特別会計設置条例</li> </ul>

※平成 25 年 6 月 21 日廃止（平成 27 年 3 月 31 日施行）。

### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

①設備資金貸付事業、②設備貸与事業は、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するための資金の貸付けを行う都道府県に対し、国が必要な助成を行うことにより、小規模企業者等の創業及び経営基盤強化に寄与することを目的としている。

③高度化資金貸付事業は、企業の共同化、集団化、その他中小企業構造の高度化、促進を目的としている。

特別会計にする目的は、小規模企業者等設備導入資金の貸付事業の円滑な運営を図るため。

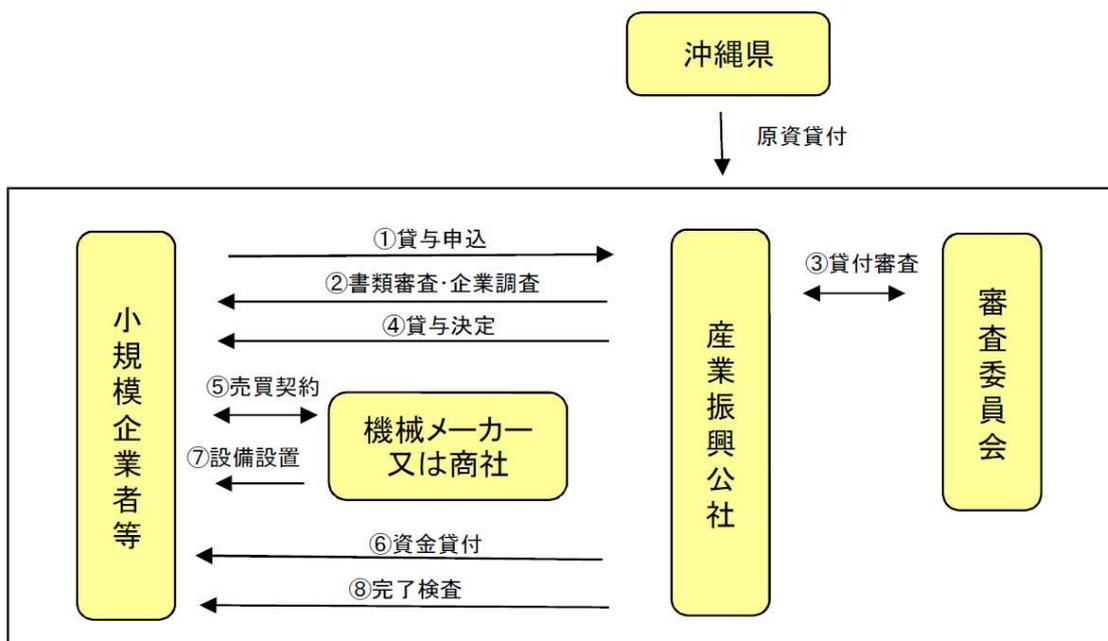
### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

	① 設備資金 (近代化資金)	② 設備貸与資金	③ 高度化資金
貸付実施機関	公益財団法人沖縄県産業振興公社		県
貸付対象	小規模企業者等		各種組合・商工会・第3セクター等
財源	国 1/2 + 県 1/2		機構 4/5 + 県 1/5
財源償還	貸付先から返済があった場合、返済額歳入年度の翌年度 8.31 までに償還。		貸付先から返済があればその都度償還。一般

			会計への繰入については特に規定なし。
制度概要	創業及び経営基盤の強化に必要な設備の購入代金の1/2以内を無利子で融資する制度。	創業及び経営基盤の強化に必要な設備を公社が購入し、企業に割賦販売又はリースする制度。	中小企業者が組合等を設立して共同で経営基盤の強化や環境改善に取り組む事業や第3セクター・商工会が地域の中小企業を支援する事業に対して、資金とアドバイスで支援する制度。

各資金のフロー図

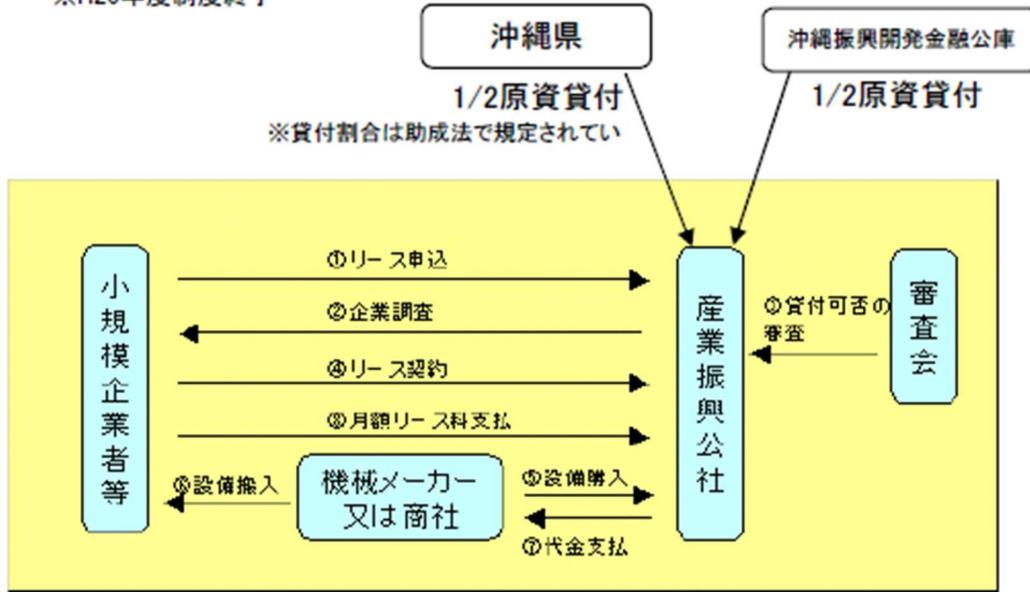
①設備資金貸付事業フロー図(H12～H15年度)



※平成11年度までは沖縄県が直接貸付を行っていたが、平成12年度～平成15年度は上記の図の通り沖縄県から産業振興公社へ貸付け、産業振興公社が小規模企業者等へ貸付けを行っていた。需要の低下により平成15年度以降休止し、小規模企業者等設備導入資金助成法廃止に伴い平成26年度をもって制度終了。現在は沖縄県が直接貸付を行った近代化資金の未収債権の管理を行っている。

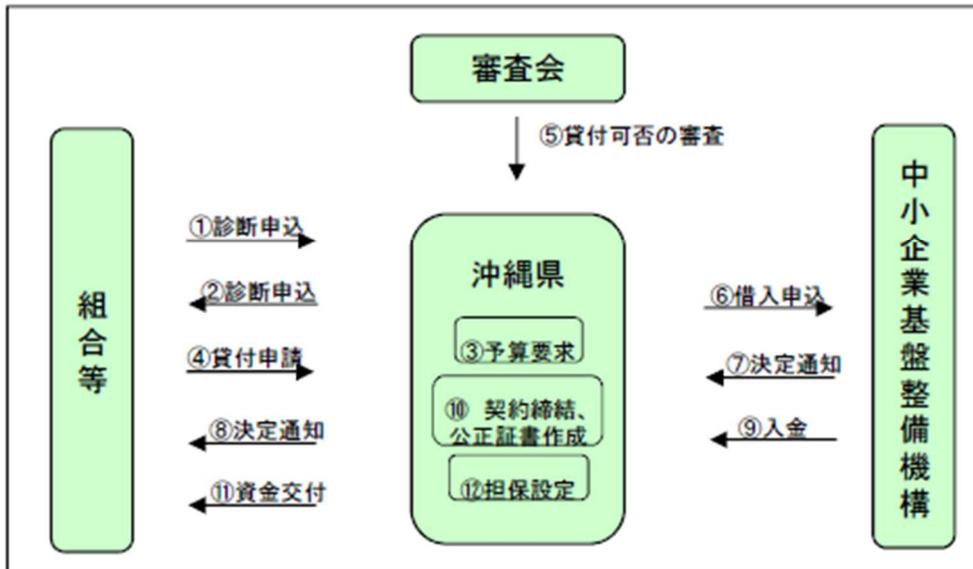
## ②設備貸与資金貸付事業フロー図

※H26年度制度終了



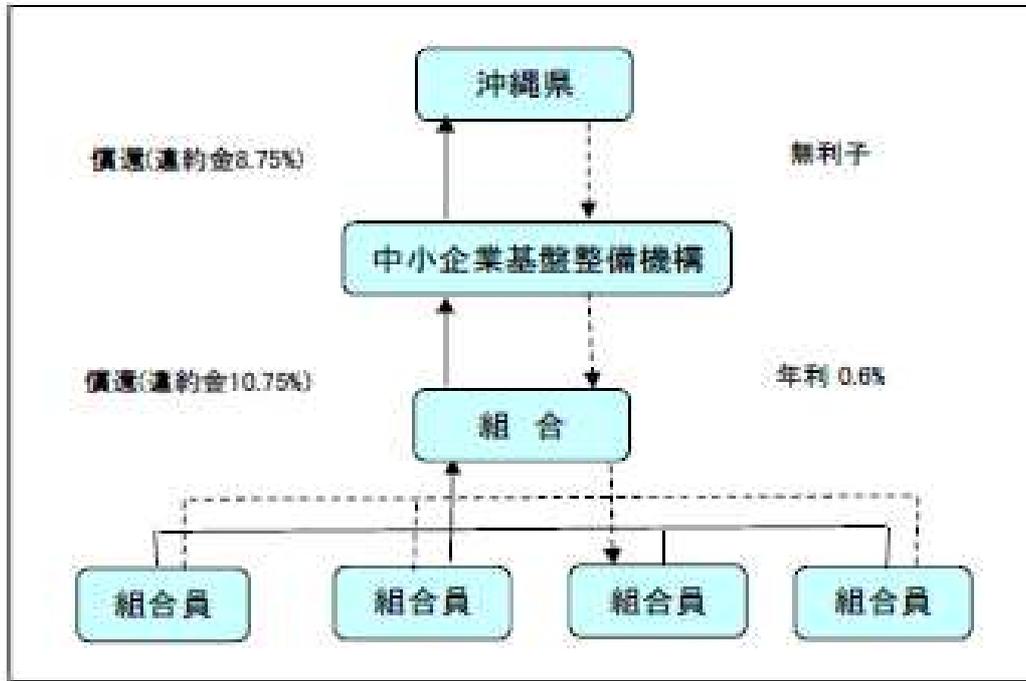
※小規模企業者等設備導入資金助成法廃止に伴い平成26年度をもって制度終了。  
現在は債権管理を行っている（未収金の発生なし）。

## ③高度化資金貸付事業(A方式)フロー図



※A方式は沖縄県が直接組合等へ貸付けを行う。現在も貸付業務を行っており、直近では令和3年度に1件貸付あり。

③高度化資金貸付事業(B方式)フロー図



※B方式は、沖縄県が中小企業基盤整備機構へ貸付け、中小企業基盤整備機構が組合等へ貸付けを行う。沖縄県外の組合員が含まれる場合 B方式が利用される。現在も貸付業務を行っている。

(5) 歳入及び歳出決算額の推移(過去5年間)

(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入	2,369,893	2,178,305	1,447,744	1,997,264	1,077,251
県債	0	0	0	518,186	0
繰越金	1,444,382	1,761,861	1,044,021	1,072,880	976,391
元利収入	925,511	416,444	403,079	406,198	100,860
延滞利息等	0	0	644	0	0
歳出	608,032	1,134,285	374,864	1,020,873	72,629
貸付金	0	0	0	647,733	0
国庫償還金	6,241	7,541	5,444	5,139	5,140
一般会計繰出金	9,641	898,762	150,525	145,618	7,942
事務費	1,733	2,033	3,421	3,314	979
元金	497,149	225,949	214,830	216,345	58,568
利子	93,268	0	0	2,724	0

補償費等	0	0	644	0	0
------	---	---	-----	---	---

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計 繰入金	0	0	0	0	0
一般会計 繰出金	9,641	898,762	150,525	145,618	7,942

(7) 監査の結果及び意見

(意見1) 適切な事業規模及び事業の必要性について

本事業の新規貸付件数は、平成30年度から令和4年度に行われた新規の貸付件数は、令和3年度に貸付された1件で、それ以外はゼロの状況である。また、新規貸付件数がゼロの状況が継続していることに伴い、貸付金財源として本特別会計に保有している9億円以上の預金は何らの事業にも使用されずに余剰となっており、効率的な財源の活用が実施できていない。

そのため、本事業の必要性の見直しを行い、事業の継続が必要であるとの結論となった場合であっても、適切な事業規模を改めて検討し、余剰資金は一般会計への繰出を実施すべきである。

(意見2) 歳入の繰越金について

直近5年間において、毎年、一般会計への繰出金は行われているが、令和4年度末における繰越金は976,391千円である。

特別会計の繰越金については、「概算要求基準」中に「過去の決算状況や事業規模に応じ、適正な歳出を見積もった上で、活用が見込まれない繰越金を一般会計に繰出すこと」とあるが、その判断の基準等（一定金額に達した場合には、一般会計へ繰出を行う等）は確認できなかった。例えば、多額の繰越金が生じている場合で、かつ投資計画が無い場合には、特別会計から一般会計への繰出等を行い、一般会計で他事業に振り向け、資金を活用された方が資金の有効活用が図られると思われる。

併せて、特別会計から一般会計への繰出を行った場合には、その後、特別会計への繰入金処理もスムーズにできるようにする等、特別会計の繰越金（余剰金）の効率的かつ効果的な資金を運用するために、取り扱いの規程・ルール等を明確にすることが必要であると思われる。

(意見3) 貸付金の回収管理について

回収が困難な債権は、昭和40年代後半の貸付がほとんどで、滞納者が休眠状態や解散の状況で、事実上回収の見込みがないものについては、不納欠損金の事務手続きが追いついていない印象を受ける。

債権の回収管理に係る事務負担は、債権残高が残り続けている限り、永続的に回収管理業務は続けられ、担当者が変わっても、また次の担当者へ業務が引き継がれていくため、どこかで時効援用または債権放棄等により不納欠損処理を行わなければ、事務負担は年々増していくことが予想される。引き続き債権消滅に向けた必要な調査、庁内関係課との情報共有や弁護士への法律相談を行い、回収が困難な債権の不納欠損処理を進める必要がある

## 18 公債管理特別会計 財政課

### (1) 特別会計の概要

県債の元利償還等の管理を行う特別会計。

### (2) 事業の根拠法・関係例規等

沖縄県特別会計設置条例

### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

県債（一般会計）の元利償還等の適正管理を目的とする。

特別会計にする目的は、公債費を一般会計から区分して経理を明確にすることによって、その透明性を高めるために設置されたもの。なお、公債管理特別会計は全47都道府県で設置している。

### (4) 業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法）

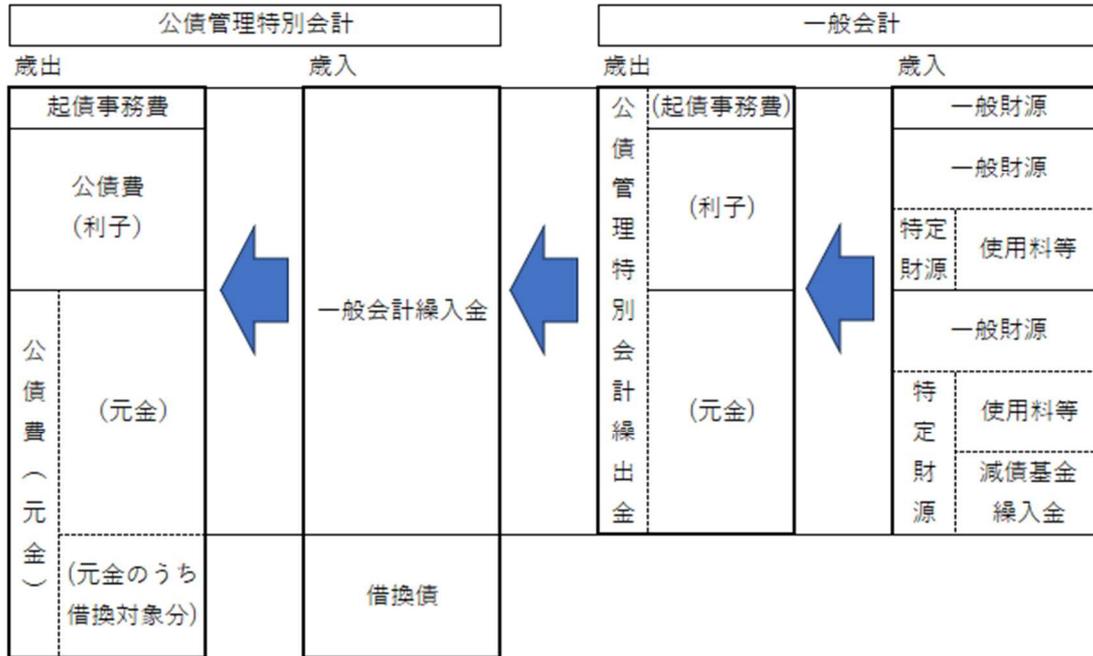
公債管理特別会計は、県債の公債費（利子、元金）の支払い、県債を起債するときの事務費、金融機関からの借入の借換えを行う。

借換えは、年に1回（3月）に実施される。県債の償還期間は20年が多いが、金融機関からの借入期間は20年より短いため、借換えを行う必要がある。金利については市場公募債の各年限の利率を基本として金融機関と交渉を行い、金利及び期間などのバランスを考慮して決定する。

なお、通常債の発行上限を210億円とした起債運営をしている。



【参考】公債管理特別会計と一般会計の関係



(5) 歳入及び歳出決算額の推移(過去5年間)

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入	84,827,113	78,134,200	74,618,969	66,431,423	80,972,980
一般会計繰入金	66,427,113	67,134,200	64,418,969	64,931,423	67,772,980
県債	18,400,000	11,000,000	10,200,000	1,500,000	13,200,000
歳出	84,827,113	78,134,200	74,618,969	66,431,423	80,972,980
公債費	84,827,113	78,134,200	74,618,969	66,431,423	80,972,980

(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計繰入金	66,427,113	67,134,200	64,418,969	64,931,423	67,772,980
一般会計繰出金	0	0	0	0	0

(7) 監査の結果及び意見

(意見1) 繰上償還のルール整備

繰越金として普通預金で眠らせていて、将来の大型投資の計画の無い資金について、内部留保されているケースが見受けられる。財政課でも検討されている旨の話は伺ったが、現状、多額の繰越金が生じた場合での繰上償還等のルールが整備されていない。

効率的な資金運用の観点及び各所管の共有認識を高めるためにもルールの整備が望ましい。

## 19 国民健康保険事業特別会計 国民健康保険課

### (1) 特別会計の概要

市町村が運営する国民健康保険（市町村国保）は、勤務先の会社の健康保険など他の医療保険に加入していない方々（農業や自営業者や無職・短時間労働の方々）が加入する公的医療保険であるが、下記の構造的な課題を抱えている。

- ①加入者の年齢構成が高く医療費水準が高い。
- ②所得水準に比較して保険料負担が重い。
- ③一般会計からの多額の繰入や繰上充用など財政赤字の負担が重い。
- ④財政運営が不安定になるリスクが高い小規模市町村が多く、市町村ごとの保険料水準の格差が大きい。

持続可能な医療保険制度を実現し、国民皆保険を維持するため、医療保険制度の安定化、負担の公平化及び医療費の適正化等を目的とする「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）」が制定され、同法による改正後の国民健康保険法に基づき、平成30年度から、都道府県が市町村とともに国保の保険者となり、国保財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、制度の安定化を図ることとされた。

### (2) 事業の根拠法・関係例規等

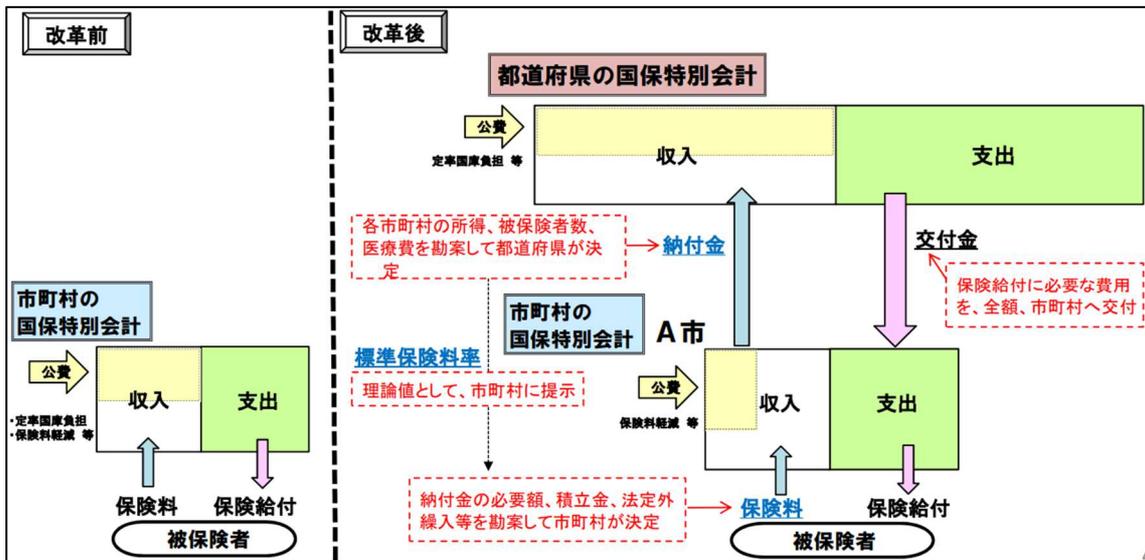
国民健康保険法

国民健康保険法施行条例

沖縄県国民健康保険給付費等交付金交付要綱

### (3) 事業の目的、特別会計にする目的

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理。なお、特別会計については、都道府県及び市町村は、国民健康保険法において、国民健康保険に関する収入及び支出について政令で定めるところにより、それぞれ特別会計を設けなければならないと規定されている（国民健康保険法第10条）。



出典：厚生労働省、国民健康保険制度における改革について（改正後の国保財政の仕組み）

（４）業務の内容（経緯、管理方法（委託、指定管理など）、料金設定方法

改革の方向性		
1. 運営の在り方（総論）	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う</li> <li>都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化</li> <li>都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進</li> </ul>	
	都道府県の子な役割	市町村の子な役割
2. 財政運営	財政運営の責任主体 <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村ごとの国保事業費納付金を決定</li> <li>財政安定化基金の設置、運営</li> </ul>	国保事業費納付金を都道府県に納付
3. 保険者事務（資格管理等）	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	地域住民と身近な関係の中、資格を管理（被保険者証等の発行）
4. 保険料の決定、賦課、徴収	標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定、公表	標準保険料率等を参考に保険料率を決定、個々の事情に応じた賦課、徴収
5. 保険給付	納付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い、市町村	保険給付の決定。個々の事情に応じた窓口負担減免等

	が行った保険給付の点検	
6. 保健事業	市町村に対し、必要な助言、支援	被保険者の特性に応じたきめ細かい保険事業を実施（データヘルス事業等）

出典：厚生労働省、第133回社会保障審議会医療保険部会 資料2-4

県は国民健康保険法第82条の2の規定に基づき策定した「国民健康保険事業方針（以下「本運営方針」という。）に基づき、国保事業の安定的な運営、市町村が担う事務の標準化・効率化・広域化等の推進及び医療費の適正化等を推進するため、毎年度、本運営方針に定める県、市町村及び国保連合会等の取組状況を把握して評価をし、必要な見直しを行っている。現在は「国民健康保険事業方針（第2期）」を実施中である（対象期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日）。

**【対象】 国保運営方針の構成**

第1章 基本事項

第2章 沖縄県内の保険者（市町村）及び被保険者の状況

第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

第4章 標準的な保険料及び国民健康保険事業納付金の算定方法

第5章 保険料（税）の徴収の適正な実施

第6章 保険給付の適正な実施

第7章 医療費適正化の取組

第8章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

第9章 保健医療サービス、福祉サービス等に関する施策との連携

第10章 施策の実施のための体制

《PDCAの対象》

沖縄県国民健康保険運営方針においては、第3章から第10章において県、市町村及び国保連合会が取り組むべき事項を定めており、これらの事項についてPDCAを実施する。

出典：沖縄県国民健康保険運営方針の令和3年度におけるPDCAの実施結果について

第3章から10章の目標と取組項目の内容について

第3章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	
目標	・ 財政の安定的な運営（赤字市町村の減少、赤字の削減・解消）
取組項目	(1) 赤字解消、削減計画の策定と同計画に基づく取組 (2) 財政安定化基金の運用
第4章 標準的な保険料及び国民健康保険事業費納付金の算定方法	
目標	・ 保険料(税)負担の公平化を進めるため、将来的には保険料(税)水準の統一化を目指す ・ 激変緩和措置等による円滑な制度移行を行う
取組項目	(1) 保険料(税)統一に向けた環境整備と具体的な検討を行う

	<p>算定方式の標準化に向け、被保険者に配慮した保険料(税)の見直しを行う</p> <p>(2) 急激な負担増となる市町村に対しては、国保事業納付金の金額を調整し、激変緩和措置をとる</p>
第5章 保険料(税)の徴収の適正な実施	
目標	・収納率の向上
取組項目	<p>(1) 収納対策に係る県の支援</p> <p>(2) 市町村における収納率向上対策</p> <p>(3) 被保険者に配慮した適切な対応</p>
第6章 保険給付の適正な実施(1)	
目標	保険給付の適正実施による保険財政の健全化
取組項目	<p>レセプト点検の充実強化</p> <p>(1) レセプト点検水準向上への取組</p> <p>(2) 研修会の開催による職員の資質向上</p> <p>(3) レセプトの二次点検の実施</p> <p>第三者行為求償事務の取組強化</p> <p>(1) 関係機関との連携体制の構築</p> <p>(2) 傷病届の早期提出等の取組強化</p> <p>(3) 研修会の開催による職員の資質向上</p>
第6章 保険給付の適正な実施(2)	
目標	<p>・療養費支給事務が適正に行われるとともに、不正請求事案については返還金を回収する体制を整える</p> <p>・資格の適用事務が適正に行われている</p>
取組項目	<p>(1) 療養費支給事務の適正化</p> <p>(2) 高額療養費支給事務の適正実施</p> <p>(3) 県による保険給付の再点検、不正請求事案への速やかな対応等</p> <p>(4) 資格の適用適正化と過誤調整等の取組</p>
第7章 医療費の適正化の取組	
目標	医療費の適正化に係る取組を強化する
取組項目	<p>(1) 特定健康診査・特定保健指導実施率等の向上</p> <p>(2) 後発医薬品の使用促進に関する取組</p> <p>(3) 適正受診、適正服薬を促す取組</p> <p>(4) 糖尿病等の重症化予防の取組</p> <p>(5) 保健事業実施計画(データヘルス計画)の策定及び推進</p> <p>(6) 医療費通知に関する取組</p> <p>(7) 高医療費市町村の医療費適正化の取組</p>

	(8) 予防・健康づくり支援交付金に関する取組
第8章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進	
目標	市町村が担う事務の標準化により、被保険者サービスの平準化、利便性の向上を目指す
取組項目	(1) 市町村が担う事務の標準化等の推進 (2) 市町村が担う事務の共同実施による効率的な運営の推進 (3) 市町村事務処理標準システムの導入及び共同クラウドの推進
第9章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	
目標	後期高齢者医療制度、介護保険制度及び健康増進施策と連携し、関連計画と整合性を図った上で各種施策に取り組むことで、国民健康保険事業の実効性が高い状況にある
取組項目	(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (2) がん検診及び歯科健診との連携
第10章 施策の実施のための体制	
目標	運営方針に基づき、国民健康保険事業の円滑かつ安定的な運営を図る
取組項目	(1) 関係機関相互の連携会議等 (2) PDCA サイクルの実施等

(5) 歳入及び歳出決算額の推移(過去5年間)

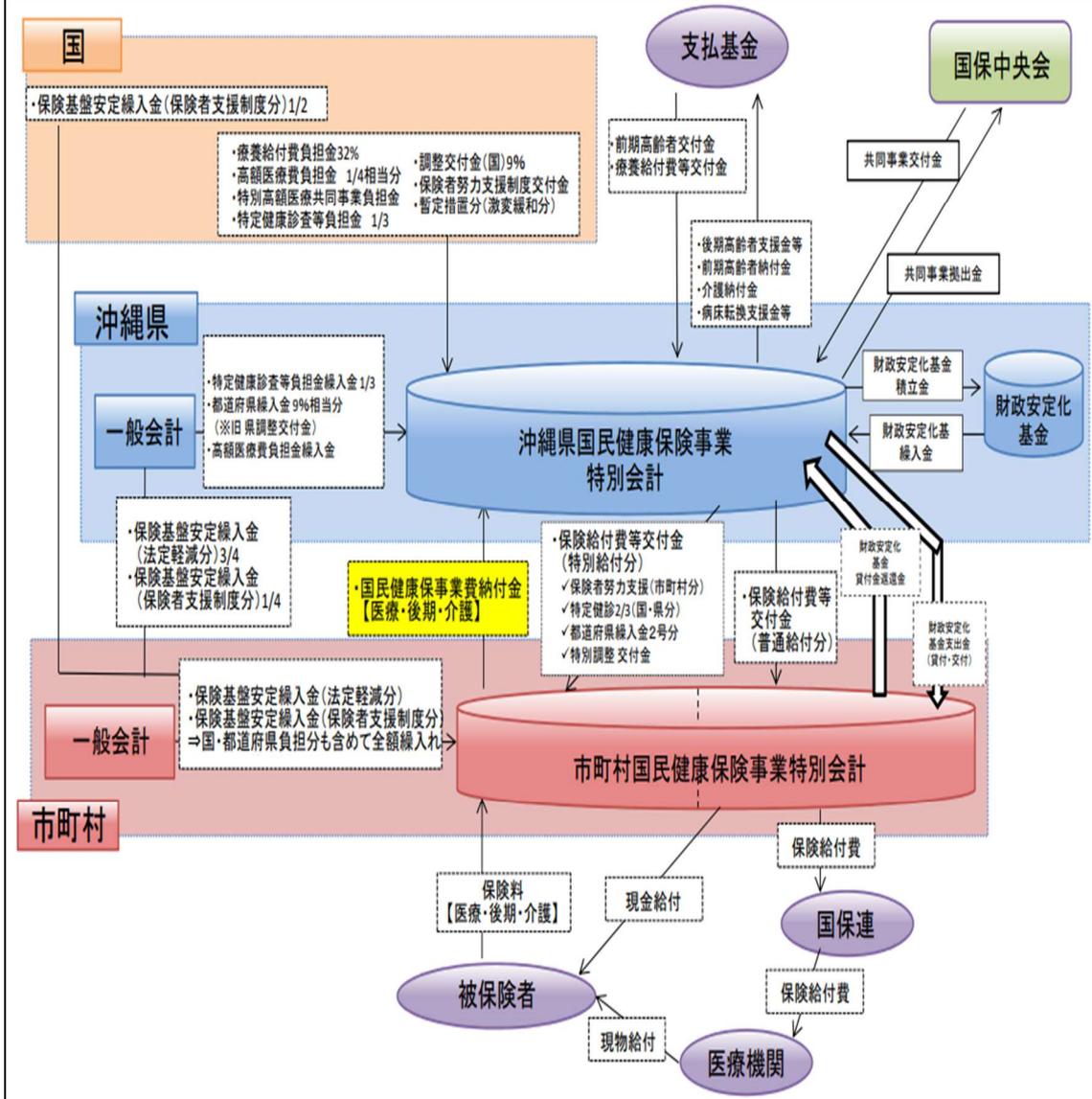
(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入	158,029,896	161,483,029	160,429,993	167,396,395	164,034,567
国保事業費 納付金	49,746,010	49,504,871	50,796,219	47,549,403	50,976,932
国庫支出金	75,314,721	72,703,808	70,227,034	71,894,384	67,081,553
療養給付費 等交付金	747,650	151,771	0	0	0
前期高齢者 交付金	18,820,252	22,795,298	25,826,111	29,134,611	30,758,539
共同事業 交付金	160,063	167,783	191,304	271,048	328,133
利子及び 配当金	943	261	272	30	9
一般会計 繰入金	12,995,270	12,834,300	12,163,683	12,555,329	12,519,171

基金繰入金	244,987	709,271	0	1,736,652	0
繰越金	0	1,310,990	17,026	3,605,650	1,492,489
諸収入	0	1,304,676	1,208,344	649,288	877,741
歳出	156,718,905	161,466,003	156,824,343	165,903,906	163,141,670
総務費	26,984	36,270	36,469	41,264	29,780
保険給付費 等交付金	123,098,750	124,979,594	120,909,584	126,691,847	126,936,563
後期高齢者 支援金	22,920,860	23,151,396	23,081,334	23,582,258	23,163,210
前期高齢者 納付金	87,647	89,584	42,379	45,974	62,224
介護納付金	9,918,078	10,008,222	9,972,341	9,875,752	9,775,917
病床転換支 援金等事業	144	137	133	83	78
共同事業 拠出金	206,292	202,965	230,851	254,741	259,506
基金積立金	454,453	261	272	709,302	9
諸支出金	0	2,986,616	2,440,855	4,592,635	2,861,593
保健事業費	5,697	10,958	110,125	110,050	52,790



## 平成30年度（制度改革）以降 国保財政イメージ



(6) 一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計繰入金	12,995,270	12,834,300	12,163,683	12,555,329	12,519,171
一般会計繰出金	0	20,894	102,222	60,489	40,318

## (7) 監査の結果及び意見

### (意見1) 財政の安定的な運営に向けて

国民健康保険は、被用者保険と比べ被保険者の年齢構成が高く、高年齢化の進展等に伴い一人当たりの医療に係る支出は増え続けていく一方、被保険者の所得水準が低く、保険料(税)の負担率が高いという構造的な課題を抱えている。

加えて沖縄県は全国と比較しても所得水準が低く、負担能力のない20歳未満の子ども数が全国と比べて多いことから、保険料(税)の早急なかつ大幅な引き上げは困難であり、繰上充用や決算補填目的の法定外繰入金を余儀なくされている。

平成30年度以降の国民健康保険制度の改革により、各都道府県が国保財政運営の責任主体として、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理することになった。

国保の財政運営の責任主体を担っている県としては、各市町村への保険料の適正な設定(標準保険料率)、保険料の収納率の向上等の指導・助言を行うとともに、併せて国に対して財政支援要請を行うなど国民健康保険事業が将来にわたって安定的に事業継続していくため、引き続き財政の安定的な運営に努めていただきたい。